

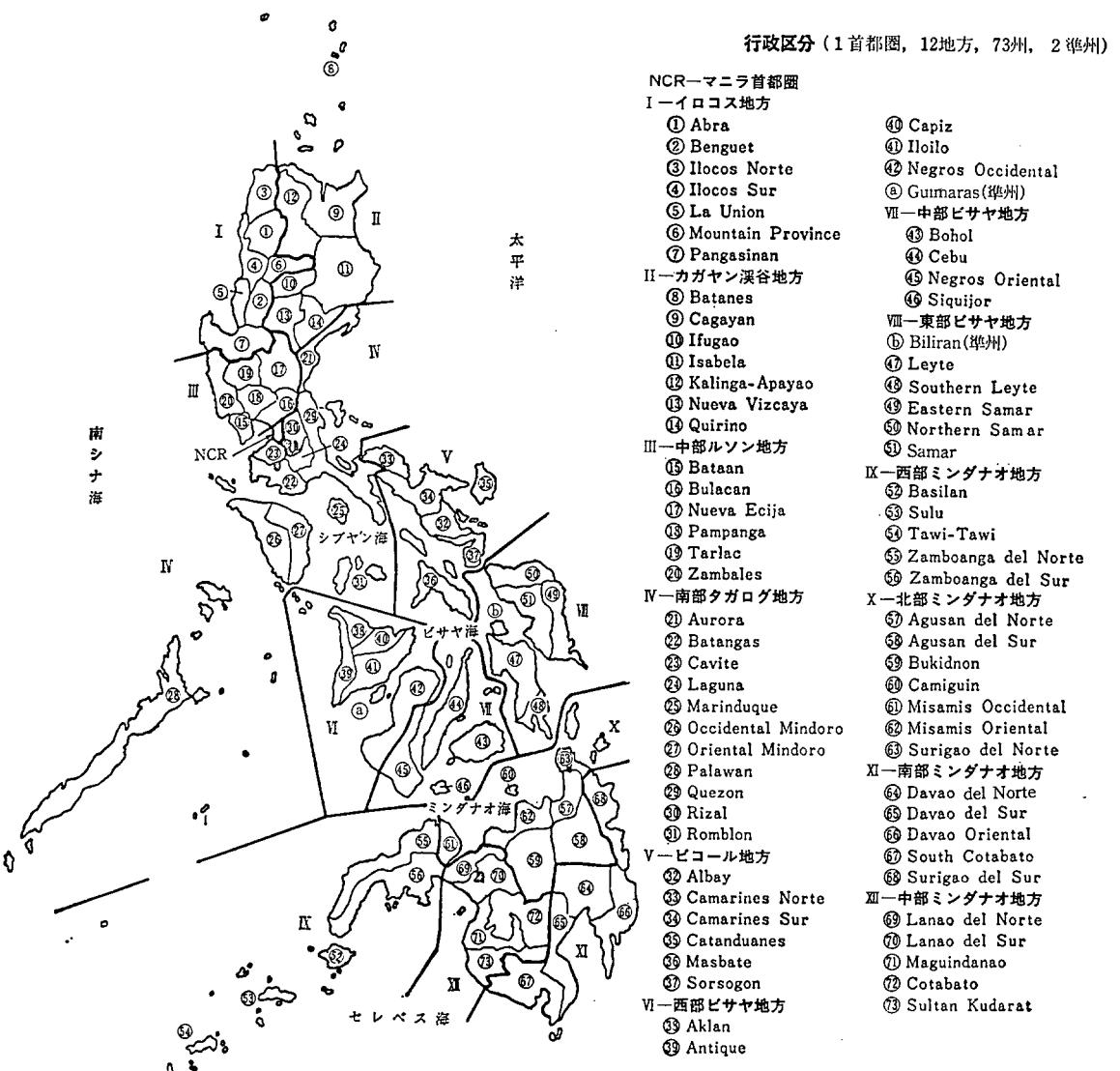
フィリピン

フィリピン共和国

面 積 30万km²
 人 口 6010万人（1989年央推計）
 首 都 マニラ首都圏
 官 語 ピリビノ語（通称タガログ語、ほかに公用語として英語）
 宗 教 ローマ・カトリック教（ほかにフィリピン独立教会、イスラム教、プロテスタン）

政 体 共和制

元 首 コラソン・C・アキノ大統領
 通 貨 ペソ（1米ドル=21.737ペソ、1989年平均。
 会計年度 70年2月21日以降変動相場制）
 历年に同じ



1989年のフィリピン

再び緊迫した政治情勢

野 沢 勝 美

1986年2月に成立したアキノ政権は4年目に入り、与野党の内部態勢固めが進行した。一方旧体制派は孤立し危機感を強めた。政権が新憲法に規定され、かつ残された課題である軍改革、自治基本法の制定など基本改革に挑むと、これらに反対する勢力は抵抗を強めた。こうした政治的緊張の高まりに乗じて発生したのが12月の国軍兵反乱事件であった。政権発足以来の最大の危機に直面した政府は非常事態宣言を布告し、政権の支持基盤を固めるべく民衆の不満解消策に着手した。しかしこれも短期的な対症療法で、基本的な解決策ではない。政治情勢は再び緊迫の度を深めた。経済面では新債務戦略であるブレイディ構想が適用され、債務削減、援助、資金供与の拡大など救済パッケージが策定された。しかし民間投資誘致のため、あらためて政治安定化が望まれている。

政治・外交

◎与野党の態勢固めが進行 3月28日にバランガイ選挙がさしたる混乱もなく与党リードのうちに終わった。政権発足以来の一連の全国規模の選挙、国民投票が終了したことで、各党は1992年大統領選挙を視野に入れて態勢固めに入った。与党各党は大統領とは一定距離を保ちながら互いに対決姿勢を鮮明にし、また野党は保守派、マルコス体制を支持した旧体制派の総結集を画策した。一方、現行憲法体制を否定する旧体制派は孤立し危機感を強めた。

下院最大の与党で主流派の「民主的フィリピン人のたたかい」(LDP)は9月16日、ミトラ下院議長に代わりゴンサレス上院議員が党首に就任した。ミトラの党首辞任は、下院議員の「警護用」の銃器の密輸入の発覚(1月)、および同事件に端を発した国防当局による下院非難にみられる、下院と

国軍との対立が原因である。さらにその背後には、議会で進行していたフィリピン国家警察設置論議(後述)に関して国軍の議会に対する不満があった。つまりミトラは、軍と議会の厳しい対峙のなかで事態収拾を図るために辞任したのである。LDPは政府と一定の距離を置くことになった。

こうした暗闘とは別に、LDPは上院議員のゴンサレスを名目的党首として、上院での同党強化をはかった。これは上院最大の与党で、かつ反主流派のサロンガ上院議長率いるリベラル党(LP)を牽制するものもある。一方LDPは、同党結成に敵意をもちLDPを名乗ることに異を唱えていた、与党のフィリピン民主党・国民の力(PDP・ラバン)と形式的にも分離が認められ両者の訣別は明確になった。

これより先に、PDP・ラバンも3月19日の党大会でピメンテル上院議員を委員長に再選し、経済政策通のバテルノ上院議員を副委員長に選出した。

野党は、ナショナリスト党(NP)が5月21日、17年ぶりの党大会で党首にラウレル副大統領、書記長にエンリレ上院議員、執行副党首にオブレ元労相を選出した。NP再結集の旗印のもとに野党の民主国民連合(UNIDO)などが参集したわけである。しかし、マルコスが創始した新社会運動(KBL)では、党員の多くがNPに参加したもの実力者のイニグス、エドアルド(ダンディン)・コファンコ2世は参加を留保した。また「民主主義のための大連合」(GAD)はカエタノ委員長がNP不参加を表明した。こうして旧体制派および保守勢力の完全な総結集には至らなかった。手詰まり状態からの脱却をはかるべく、NPは党大会で採択した6項目の基本党綱領のなかで、民族主義感情への訴えを前面に打ち出した。

◎マルコス死去とダンディン帰国 政界見取り図の書き換えが進行するなか、9月28日にマルコ

ス前大統領がハワイで死去した。彼の政治的影響力はすでに失われていた。しかしマルコスの死は旧体制派を一層孤立させることになった。

マルコスの病状は年初来悪化の一途をたどり、2月には気管の切開手術がなされ、旧体制派、保守派のハワイ訪問が相次いだ。比米両国司法当局がマルコス帰国を認めないことは明確であった。しかし現実にはマルコス一族の不正隠匿資産の早期回収の重要性を考慮し、議会筋、とくに上院はマルコスの国民への謝罪、隠匿資産の返却を帰国の条件にしてきた(「重要日誌」1月2日参照)。政府も独自に大統領行政規律委員会のカパラス委員長をハワイに派遣し、イメルダ夫人に帰国の条件を打診した(同7月31日参照)。しかし政府の資金回収に関しては「ビッグ・バード事件」の発覚(同7月17日参照)にみる不透明さ、スイスの口座にある預金が予期したより少ないなど課題を残した。

マルコスの死後、遺体の帰国を要求するデモ行進、集会が開かれたが、政府は政治的混乱を恐れ遺体のフィリピン移送を許可しなかった。

11月下旬にはマルコス派の経済人でクロニー(取り巻き)のダンディン・コファンコ2世が帰国した。アキノ大統領のいとこであり、かつ旧体制派実力者の帰国はさまざまな政治的憶測を生んだ。ダンディンの帰国は政府が事前に察知しておらず、また大統領の意向は帰国に反対であったため、外相が引責辞任を申し出るなど政権内部が混乱した。ダンディンの帰国は政権内部の旧体制派を払拭できることを窺わせると同時に、司法当局が身柄拘束など法的手段行使できなかったことで政権の弱腰を露呈させた。

○自治基本法成立と住民投票 地方分権および少数民族の地位向上はアキノ政権の民主化政策の柱の一つである。しかし以下のように政府が進めた地方分権政策に対する住民の支持は薄く、基本的解決は先送りされた。

地方分権では、すでに1988年にはミンダナオ・イスラム教徒地域諮問委員会、コルディリエーラ地域諮問委員会が設置されている。憲法では両自治地域の行政、立法組織の基本的骨格を定める自治基本法の制定が規定されている(第10条18項)。憲法による期限より遅れたが、8月1日にミンダナオ・イスラム教徒地域自治基本法、10月23日に

コルディリエーラ地域自治基本法が成立した。

政府のイスラム教徒、少数民族に対する懷柔策が進展するにつれて、政権に対するそれら勢力の反発も一層激しくなった。たとえば1月に、イスラム教徒地域のサンボアンガで、西部ミンダナオ地方国家警察・統合国家警察(PC・INP)司令官等がイスラム教徒警察官の人質にされた。政府軍は3000人の兵士を投入したがバターリヤ同司令官等が焼死し、犯人は逃亡するという失態を演じた。同事件はミンダナオ地方の根強い政府への反感と、国軍の治安維持能力の限界を示した。

自治基本法の成立を受け、11月19日にミンダナオ地域13州9市で住民投票が実施されたが、同法を承認したのは4州のみで、キリスト教徒、イスラム教徒双方から同法不支持の声が高まった。特にイスラム教徒の過激派であるモロ民族解放戦線(MNLF)は、同法は1976年トリボリ協定の規定する完全な自治権付与ではないとし、3月の第18回イスラム諸国会議(OIC)外相会議にむけてOIC加盟をふたたび申請した。しかし88年の第17回会議の時と同様、不成功に終わった。また8月にはOIC自体が自治基本法支持となったことで、MNLFは和平交渉を並行させることに方針を転換した。しかし政府はMNLFとの和平交渉を受け入れず、事態は膠着状態になった。

一方コルディリエーラ地域5州1市での住民投票は1990年1月30日に実施され、承認したのは1州のみであった。コルディリエーラ地域に関しては、同地域で活動を展開してきた反政府勢力、バルウェグ神父率いるコルディリエーラ人民解放軍(CPLA)の取扱いが問題となった。CPLAは国軍に代わり同地域の治安維持担当を主張したが、国軍側はCPLAを市民地方防衛隊(CAFGU)として扱うとし、さらに同地域にPC・INP地方司令部を設置し、治安維持は政府側に一本化した。

○後退する共産勢力 フィリピンの共産勢力は共産党(CPP)、その武装勢力新人民軍(NPA)、統一戦線組織である民族民主戦線(NDF)から構成される。このうちNPAは3月29日に創立20周年を迎える、武力闘争の強化を呼びかける声明を発表した。ところが実際には共産側は新たな攻勢を強めるには至っていない。むしろ逆に軍発表では、CPP・NPA・NDFの正規員は88年12月の2万

3060人から89年12月には1万9780人へと14.2%減少し、また共産勢力に影響、浸透されているバラニガイ数は7852から6933へと11.7%減少した。

こうした劣勢は、中央委員4人、専門部書記局員7人、地方幹部22人、州委員会委員18人が逮捕されたことにも反映されている。このなかにはオカシボ夫妻、グアンソン、ティアムソン夫人等の最高幹部も含まれている。

共産側の攻勢が鈍り、勢力を衰退させている理由として次の4点が挙げられる。

第1に、国軍の共産勢力対策が功を奏してきた。国軍の給与改定、規律の強化で前線での戦いを有利に展開できた。また市民軍地方部隊の編成が本格的に進行し、すでに全国で6万人の隊員がいる。これはゲリラ攻勢の頻発する地方ではNPAの攻勢の歯止めになる。さらに国軍の内部潜入情報員(DPA)部隊がゲリラ対策に効果的であった。

第2に、共産側に新しい世代の指導者が育っていない。シソンの第1世代、引き続くサラスら第2世代に比較して、第3世代のもとで党的官僚化が進行し教条主義が支配しているとされ、それ以上にCPPの指導性の弱体が指摘されている(*The Straits Times*紙、8月29日)。「6・4天安門事件」後に、同じNDF傘下にありながら、「五月一日運動」(KMU)が中国政府の立場支持を表明し、フィリピン学生連盟(LFS)が中国政府を強く非難したのは、NDFの指導性欠如の好例である。

第3に、共産勢力は住民の十分な支持を得ていない。国軍の諜報活動に対する疑心暗鬼から内部密告者を大量処分したこと(5月発覚)、またミンダナオの新教徒に対する集団殺戮事件(6月)は共産側の人権抑圧を内外に示す結果となった。

第4に、国際情勢はフィリピンの共産主義運動にとって有利には展開していない。国際間の緊張緩和で、CPPは外国の支援もなく、闘争を長期に持続する難しさに直面している。

◎軍改革に抵抗強まる 軍改革の実行はマルコス前政権から引継いだ政治的な課題であり、かつ「二月政変」の一方の担い手である国軍が相手であるだけに最も難しい課題である。案の定、議会による軍改革強行の動きに軍が強く反発、事態は緊迫した状況にいたった。

軍改革は憲法にも逐一規定されており、將軍の



12・1クーデターにおける反乱軍兵士
(ロイター・サン=共同)

定年延長禁止、私兵・準軍組織の解体などの実施は一応の進捗を見せた。しかしながら警察力を軍から切離し、一元化して文民的性格をもたせること(憲法第16条6項)は、最後に残された軍改革の重要な課題であった。

警察力の一元化問題は、具体的には警察軍・統合国家警察を解体し、フィリピン国家警察(PNP)を設置する問題である。ところが、国軍の中核はこの警察軍であり、かつ現在の国軍指揮系統の中核にいるラモス国防長官、デビーリヤ参謀総長、モンターニョ警察軍司令官はいずれも警察軍出身である。ここに問題の根深さがある(「参考資料」の国軍組織図参照)。PNPの設置は議会にも利害関係がある。軍部の力を削ぐことはもちろん、特に地方有力者から構成される下院では、国家警察のもとで地方自治体による警察力支配を実現することにより、地方有力者の権力基盤を強化することをねらっているわけで、法制化を強力に進めた。

下院は6月7日、この警察の機構改革をフィリピン国家警察法案として成立させた。下院法案の骨子は、次のとおりである。(1)現行の国家警察委員会(NAPOLCOM)を新たに大統領直属の国家警察委員会に再編し、同委員会がPNPを統括、監督する、(2)PNPは警察、消防、刑務の3業務を担当し、隊員は国家統合警察、警察軍、麻薬取締司令部、犯罪捜査局の有資格者からなる、(3)市・町長がPNP業務を監督する。

一方、上院の警察機構改革案は10月20日に内務

省法案として可決された。上院法案は、軍の力を削ぐという点では下院のそれよりも徹底した改革を盛り込んだ。すなわち、(1)現行の自治省、NAPO LCOM、警察軍、統合国家警察は廃止、(2)新設の内務省の下に自治局、国家警察委員会、PNP、沿岸警備隊を置く、(3)警察軍、統合国家警察の将校、下士官は同法案発効12カ月以内に2階級特進で退任させる、また警察軍將軍は国軍の他の部隊に配属する。

以上のようにフィリピン国家警察設置問題は、特に上院の内務省法案では警察軍の解体につながる結果、ラモス、デビーリヤ、モンターニョの国軍中枢ラインの再編、警察軍将校400人の失業という深刻な問題を抱えることになった。このため、国軍内部からの強い非難、抗議が噴出した。事実、モンターニョ警察軍司令官は、上院法案に反対する警察軍将兵400人がホナサン元中佐のクーデター計画に引き込まれる事態になりかねない、と警告した(10月)。

◎国軍将兵反乱事件 12月1日に海兵隊、陸軍スカウト・レンジャー部隊の一部によるクーデター未遂事件が発生した。12月7日には主力反乱部隊が投降、9日には地方反乱部隊も投降し、事件は終息したが、死者は98人、負傷者は516人に達した。事件の最中、6日に大統領は全土に非常事態宣言を布告した(拙稿「12・1国軍将兵反乱事件の意味」[『アジアトレンド』49号 1990年]参照)。

今回の反乱事件はアキノ政権発足以来6度目の反乱事件である。また今回は、前回87年8月の「国軍改革運動」(RAM)将兵反乱事件と同様、ホナサン元中佐が主導するRAMを中心となり、しかもこれに国軍の実戦部隊、マルコス派の将兵も加わった合同決起となった。そしてこれを支持するのが危機感を強めてきた旧体制派であった。

反乱事件には以下の背景があり、こうした政治的緊張の高まりをRAMは政権奪取の好機ととらえた。第1に、フィリピン国家警察設置問題にみられるように、軍改革に対して警察軍を中心とする国軍の不満が頂点に達していた。決起側は国軍主流の警察軍の支持が得られると解したものと考えられる。第2に、87年後半以来、インフレ進行で民衆の不満が増大していた。加えて首都圏の輸送、電力危機で民衆の政府不信が高まった。8月

に実施されたアテネオ大学の世論調査ではアキノ大統領に対する支持率は58%と過去4年間で最低を記録した。第3に、前述のミンダナオ自治基本法の住民投票で住民の十分な支持が得られず政権の威信が失墜していた。第4に、ダンディンの帰国問題がある。政権が彼の帰国で動搖したことは決起派に隙を与えた。

以上のように、国軍内部の問題だけでなく政治の停滞、特に輸送、電力など基本的ニーズ対策の不備が反乱事件の契機となったと考えられる。

今回反乱事件の目的は「二月政変」に戻ること、すなわち政権の奪取である。これを背後から支持するのがエンリレ上院議員やマルコス時代にそのビジネスパートナーであったダンディンである。つまり反政府右翼グループ系列としての「政治家エンリレー経済人ダンディン一軍人RAM」の構図が描かれる。そしてこの系列の中核RAMが、武力を背景に旧体制派としての要求を政府に突きつけてきたのである。たとえば、逃亡中のRAM指導者ホナサンは3月6日アキノ大統領宛に和平9項目を提示していたが、これは從来旧体制派の要求してきた項目でもあった。

◎反乱事件への対処 反乱事件は大統領の政権統率力の弱さをあらためて露呈させただけでなく、米軍戦闘機の出動がなければ政権が崩壊する瀬戸際まで追い詰められたことを意味した。発足以来最大の危機に直面したアキノ政権は、事態乗り切りのため以下のような措置を相次いでとった。

第1に、政権は前述のとおり非常事態宣言を布告し、事態收拾に断固たる姿勢をみせた。12月20日には非常大権法が成立した。これにより1990年6月7日まで大統領に買い占め抑制など民生安定化のための大権が付与された(詳細は「経済」の項)。

第2に、国軍に対しては、反乱参加者に対する処罰に着手し、国防省発表では、身柄拘束者は将校157人、下士官、兵士1749人の計1906人(1990年1月17日現在)となり、反乱参加軍人を軍事裁判に付すと決定した。また反乱に参加したスカウト・レンジャー部隊の解体を発表した。

第3に、事件の背後にみるとみられる旧体制派政治家、旧軍人に対する告発である。すでに事件最中の7日にダビデ選挙委員長を委員長とする反乱事件調査委員会(「ダビデ委員会」)を発足させた。

またアキノの信頼が厚い新任のリム国家捜査局(NBI)長官は、12月28日、ついにエンリレ議員ら6人を反乱罪容疑で告発した。

第4に、以上の政策を強力に実行するため、12月31日、政権発足以来の大がかりな内閣改造に踏み切り、新任閣僚7人、横すべり閣僚2人、「新たに閣僚級ポストとして大統領行政調整官3人などの任命を発表した。

これらは短期的な対症療法を中心であり、基本的な課題は残されている。反乱に参加した軍人の処罰を果たして徹底して実行できるのか。裁判は司法長官の意向に反して軍事法廷に付されることになり、仲間内の裁判に終わる可能性も高い。エンリレの告発も裁判に持ち込むだけの強い政治力の発揮は難しく、リムNBI長官の独り相撲に終わる可能性が強い。また非常大権行使した改革についても、同法は約6カ月の时限立法であり、掲げている改革自体も農地改革などの基本的な課題を対象とせず、短期的な处方箋にすぎない。

反乱事件では政権の危機管理能力の弱さがあらためて表面化した。1992年の大統領選を前にした政治の流動化が進行するなかで、フィリピンの政治情勢は再び緊迫の度合いを深めた。

◎基地問題と外交多角化 1989年の対米外交は在比米軍基地の存続問題を中心に展開された。またソ連、台湾などとは経済外交が進展し、外交多角化がはかられた。

比米軍事基地協定の1991年9月失効を前に、比側はより具体的な準備作業に入った。議会と政府で共同して基地の存廃問題を総合的に検討する立法・行政合同基地問題委員会が8月に発足した。また政府部内でもラモス国防長官発言にみられるような、基地の段階的撤去論が浮上した。

11月には基地交渉の2特別チームが発足、予備交渉団長にはマングラプス外務長官が、大統領基地問題特別委員長にはマカライグ官房長官がそれぞれ就任した。ただ12月から開始の予定であった準備交渉は反乱事件で先送りされた。

アメリカ側は、議会からはシュレーダー下院軍事施設小委委員長、ファセル下院外交委員長、ソラーズ下院アジア太平洋問題小委委員長など、が相次ぎ訪比した(8月)。政府からはクエール副大統領が来訪し、米軍基地の安全保障面、経済面での効果を強調した(9月)。

フィリピン側が、段階的撤去であるにせよ当面は基地存続を念頭に置くのは、基地の経済効果を重視するためである。この場合の経済効果は、基地問題と並行して進められてきた対比多国間援助構想(MAI、別称「フィリピン援助計画」〔PAP〕)による対比援助の増額である。竹下首相の訪比(5月)を受けて、後述のように7月には東京で第1回のMAI援助国会議が開催された。

アキノ大統領の西側陣営各国訪問は、以上の背景のもとに実施された。「大喪の礼」参列時の竹下首相との会談における援助要請(2月)、西欧3国訪問時のパリ・サミット参加首脳からの援助増額取りつけ(7月)、カナダ、アメリカ訪問時の両国および世銀等国際金融機関からの援助、救済融資の取り付け(11月)などの成果があった。

マニラで開催されたASEAN列国議会組織(AIPO)第10回総会(8月)でも、アキノ大統領はその基調演説でASEAN首脳が米軍基地問題を討議するよう要請した。

西側陣営との外交が基地問題、援助問題を軸に進められたのに対して、ソ連との関係は経済を軸に展開された。これはアジア地域への経済進出の足掛かりを求めるソ連の平和攻勢に、フィリピンが呼応したものである。ソ連からは最高会議代表団(1月)、通商使節団(7月)が来訪した。比側も商工長官を代表とする使節団を派遣し、比ソ貿易拡大議定書の調印、ソ連漁船の比国内での修理許可をはかり(3月)、またマングラプス外相も訪ソし、経済・技術協力協定等に調印した(7月)。

中国の「6・4天安門事件」に対して、アキノ政権は強い遺憾の意を表明した。中国情勢の動搖とその反響である香港1997年問題のクローズ・アップを商機と見たのが比経済界であった。中国、香港に向かっていた海外資本がASEAN諸国に流入するという読みである。とくに台湾、香港からの生産拠点移動型の直接投資が期待された。

近年対比投資を拡大させつつある台湾からは大型のASEAN投資使節団が来訪した(9月)。同使節団は台湾の投資保護を目的とした比台互恵関係法の早期立法化等10項目の提言をし、投資環境整備を要請した。このほかに、アジア各国、大洋州の首脳の来訪が相次いだ。エバンズ豪外務・貿易

相(1月), チャーチャーイ・タイ首相(1月), エルシャド・バングラデシュ大統領(10月)の来訪では, 両国の貿易拡大などが討議された。またアキノ自身もブルネイを訪れて同地で ASEAN 各国首脳と意見交換をする(8月)など, アジア外交を積極的に進め外交の多角化を図った。

経済

●民間投資が成長を主導 1989年のフィリピン経済は, 実質 GNP 成長率が 5.6% (政府発表暫定値) となった。これで87年以来 3 年続きの持続的成長を維持した。ただし, 88 年の実績 6.6% を下回り, また経済政策覚書(MEP)(89~92年)目標の 6.5% にも達しなかった。MEP に関する趣意書は政府が 3 月に IMF に提出していたものである。MEP は「中期開発計画」の政策課題に沿ってマクロ経済運営の指針および目標を設定していた。

経済が 3 年続きの持続的成長を遂げた理由は活発な民間投資と根強い消費需要である。国内総資本形成は前年比 15.6% 増(1988 年 17.5% 増) と依然拡大基調にある。なかでも民間建設が 14.0% 増(同 11.8% 増), 耐久財が 27.7% 増(同 24.2% 増) と活況で, 首都圏での建設ブーム, 輸送機器などの設備投資の活発化を反映している。また GDP 構成比 73.3% を占める個人消費が 5.6% 増(同 6.0% 増), 同 9.4% を占める政府消費は 7.7% 増(同 7.2% 増) となつた。これらは最低賃金の改定, 政府公務員等の賃金改定などによる消費の拡大による。

産業別では, 鉱工業部門が 7.1% 増(同 8.5% 増) と堅調であった。特に建設業が 12.0% 増(同 9.5% 増) と高い成長を示し, 民間投資の活況を反映している。GDP 構成比 25.1% を占める製造業は 6.9% 増(同 8.9% 増) と若干減速したが堅調である。GDP 構成比 26.9% の農林漁業部門は 4.0% 増(同 3.5% 増) と前年実績を上回った。これはコメの価格上昇, 國際糖価の高値による。

輸出は 78 億 2100 万㌦(前年比 10.6% 増) と年初目標 80 億 ㌦ を若干下回った。一方輸入は 104 億 1900 万㌦(同 27.7% 増) と急増した。この結果, 貿易赤字は前年の 10 億 8500 万㌦ から 25 億 9800 万㌦ に拡大し, 1983 年以来はじめて 20 億 ㌦ 台を記録した。輸出では製造品が 55 億 9200 万㌦(同 19.7% 増) と好調

で, 特に電子・電気機器の 17 億 5100 万㌦(同 18.6% 増), 縫製品の 15 億 7500 万㌦(同 19.6% 増) と, この 2 品目だけで全輸出額の 42.5% に達した。輸入は資本財が 24 億 2400 万㌦(同 48.1% 増), 原材料・中間財が 53 億 8800 万㌦(同 22.0% 増) と急増した。

貿易収支の赤字拡大のため, 経常収支の赤字は, 前年の 3 億 9000 万㌦ から 14 億 6500 万㌦ に拡大した。一方資本収支は, 長期資本収支が好転したことなどから, 総合収支は 4 億 5100 万㌦ の黒字となった。しかし, 長期資本収支好転の要因は後述のように外国借款の増加, 債務返済繰延べによるもので, 構造的に国際収支が改善したわけではない。また外貨準備高は 1989 年末で 23 億 2400 万㌦ と前年末水準 20 億 5900 万㌦ より若干増加した。

民間投資は好調で, 投資委による 1989 年の投資承認額(資本金ベース)は 396 億 8400 万㌦(前年比 111.0% 増) で, うち国内企業は 222 億 400 万㌦(同 151.5% 増), 外国企業は 174 億 8000 万㌦(同 75.1% 増) と前年同様に著しい伸びを示した。外国企業の投資は, 日本からの投資が 34 億 2800 万㌦ と 80 年以来, 10 年ぶりに第 1 位となり, 従来第 1 位のアメリカが 28 億 5200 万㌦ と第 4 位になった。また台湾からの投資は前年同様に好調で, 石油化学プロジェクトへの追加投資等で 32 億 3300 万㌦(同 39.5% 増) と第 2 位である。香港は不動産投資などで 28 億 8700 万㌦(同 5.1 倍) と第 3 位に浮上した。

経済は 3 年続きの回復基調を辿ったが, インフレの昂進と金利高が進行した。1987 年後半から引き続いたインフレは終息せず, 89 年通年の消費者物価上昇率は 10.6% (88 年は 8.8%) と二桁の上昇率になった。この原因は, 89 年 7 月から実施された民間労働者の新最低賃金法の制定, 引き続く公務員給与標準化法の制定による賃上げ, さらに石油精製品, 電気料金の引き上げ, 住居費の高騰, コメなど食料品の値上がりである。

こうしたインフレ昂進のなかで金利は急激に上昇した。政府がインフレ対策, および 9 月末の IMF の目標達成のため金融引き締め策をとったこと, さらに民間部門の強い資金需要が原因である(「重要日誌」10 月 2 日参照)。政府はインフレ対策と高金利とのシレンマに直面した。

長期的視野に立った経済の安定成長には経済構造の調整が不可欠である。そのための課題は, 引

き続き対外債務負担軽減、農地改革、民営化の3点であるが、以下では前2者について述べる（民営化に関しては『アジア動向年報』1989年版参照）。

●対外債務負担の軽減諸措置 対外債務残高は1988年末に279億1500万㌦で、89年の元利返済額は40億9700万㌦、債務返済比率は33.8%（予定）に達しており、依然債務負担は重い。このため89年には以下のようなさまざまな債務軽減策がとられ、89年末対外債務残高は276億1600万㌦とわずかながら減少した。

第1は新債務戦略のブレイディ構想による債務削減である。同構想はメキシコに次いでフィリピンが第2の適用国となった。新債務戦略は、債務国がIMF、世銀との中期の経済調整プログラム合意を前提に、民間銀行の債務の元本削減、利払い軽減などをはかる戦略である。先に比政府が提出した経済政策覚書に関する趣意書を5月にIMFが承認し、これをうけ8月に比政府と民間債権銀行団諮問委員会（BAC）が債務削減で基本合意に達した。その内容は最終的には債務買戻し（デット・バイバック）として13億3700万㌦の債務を50%で割り引くこと、および新規融資7億㌦、から構成され、債務買戻しに関しては1990年1月に、新規融資は同2月に比政府とBACとの間で調印された。

第2はパリ・クラブ（債権国会議）による債務繰延べである（第3次リスク）。5月に1989年6月から92年6月の間に満期を迎える中長期公的債務22億㌦に関して、元本、利息の100%を10年間繰延べる（据置期間6年）などで合意に達した。

第3は対比多国間援助構想（MAI、別称「フィリピン援助計画」〔PAP〕）による新規融資である。7月初め東京で第1回のMAI援助国会議が開催され、MAIがブレイディ構想の一環であることを確認した上で、4年計画、89年の成約は35億㌦とすることが決まった。

第4は「債務の株式化」のプログラムの実行である。1986年に実行された同プログラム（中銀回状1111号）は、89年末までに401件、14億8900万㌦が承認された。

このように債務削減、債務返済繰延べ、新規融資、援助の増額、と救済パッケージが相次いで策定されたが、資金の公正かつ効果的な活用、援助吸収能力の向上が望まれている。10月にマニラで

開催されたMAIの第1回援助国協議会では援助吸収能力の向上が論議された。

●農地改革1年目の実績 1988年6月に包括農地改革計画（CARP）を条文化した包括農地改革法（法律（RA）6657号）が成立してから1年が経った。CARPは10ヵ年計画で、3段階に分けて実施され（参考資料 図3表参照）、全対象面積1030万ha、受益農民数は390万人に達する（詳細は、拙稿「アキノ政権の農地改革」〔『アジアトレンド』48号 1989年〕参照）。

RA 6657号が成立した初年である1988年のCARPの実績をみると、優先順位の高い第1段階では農地面積では年間目標に対し104.9%，受益農民数では121.9%の達成率である（参考資料 図3表参照）。このうち前政権下におけるコメとトウモロコシの農地を対象とした大統領令（PD）27号による農地移転の未実行分は、農地面積では103.0%，受益農民数では107.9%の達成率である。これに対し第2段階では、農地面積では37.2%，受益農民数では8.7%と達成率は低い。とくに優先度の高い50haを超える民有農地の達成率は農地面積で1.2%にすぎない。

こうして一見アキノ政権の農地改革計画はコメとトウモロコシの農地移転に関しては計画どおり進捗しているかに見えるが、次の点にも留意しないと過大評価となろう。第1に前政権末期の1986年1月に農民は1度も土地代金を支払うことなく解放証書（EP）を交付されたが、これが現政権下でも継続されている。第2にEO 228号は72年10月以降に農民が支払った地代は土地代金の年賦の前払いとしている。すなわち、現実には土地銀行の保証のもとにEPが交付されているが、年賦が不払いになれば農民は土地を失うことになる。

初年の実績のいまひとつは、農地の登録である。これはEO 229号の条項により、1987年11月から88年2月まで「リストサカ I」として取り組まれ、その未登録者に対しては、RA 6657号の条項により88年8月から90年2月まで「リストサカ II」が取り組まれ、各々マスマディアを使ったキャンペーンが全国的に展開された。この登録には罰則規定はなかったものの実績では当初見込みより高く、「リストサカ I」と「リストサカ II」の実績の合計は、農地面積が892万ha、目標の

91.7%に達している(「参考資料」**5**表参照)。しかし一方では、地主が事前に農地改革逃れに他人名義で分筆したとの指摘もある。

政府は農地改革の実績を高めるため、農地の強制買上げの他に、地主の「自主的売却申請」(VOS)を推進しているが、これはEO 229号、RA 6657号でも規定されている。この場合農地代金支払いに際し、現金部分の構成比が5%上乗せされる。VOSは1989年9月末が締切で、それ以降は強制買上げの手続きがとられる。しかしこの実績は、土地銀行が支払いを承認したものは農地面積でわずか2.5%，さらに土地所有裁定証書(CLOA)が交付されたものは1件、123haと目標の0.1%にすぎない(「参考資料」**5**表参照)。

そればかりか、VOSの取引に関連し、土地転がしのスキャンダル事件が発覚し(5月)、6月30日にフィコ農地改革長官が監督責任を問われて辞任を余儀なくされた。またメジナ次官(法務担当)、ペホ次官(事業担当)を含む11人が更迭された。この事件はアキノ政権の最重要課題の農地改革においても、不正、汚職を根絶やしにできないという事実を露呈させた。

RA 6657号の成立以来、地主に有利な抜け穴に対し農民組織の批判が繰り返された。生産分与方式をめぐる論議はルイシタ農園の農地改革をめぐって高まった。中部ルソンのタルラク州にある同農園はアキノ大統領の父方の実家コファンコ家の所有である。農場経営はすでに会社組織になってしまい、同農園のうち住宅地、道路などを除く純農地4916haが農地改革の対象となった。5月に同農園の所有者であるタルラク開発会社、同社の子会社アシェンダ・ルイシタ社および同農園農業労働者との間で株式配分、生産分与の合意覚書が調印された。サンチャゴ新農地改革長官の就任後、ルイシタ農園の株式配分、生産分与方式の妥当性が検討された。最終的には農業労働者の直接投票により、全農民に対する農地の分割譲渡、または株式配分の二者選択のうち株式配分が決まった(10月)。この他に協同組合による所有も選択肢としては可能であったが経営側が譲らなかった。

◎12・1反乱事件の経済的影响 反乱事件の経済面への影響は、マカチの金融機能が一時停止した

こと等で274億ペソの損害と報じられた。短期的には、マニラ、マカチの両証券取引所で株価指数が事件後2週間で平均20%下落し、同じくペソ為替レートも5%安くなった。一層重要なのは、外国投資への影響などの長期的側面である。特に事件直後、日系音響機器工場建設の無期延期や、台湾からの新規投資様子待ちの表明がなされたことは事態の推移に懸念を生じさせた。

重要なことは、事件の背景にインフレ進行、首都圏での交通事情の悪化、電力危機などによる国民大衆の広汎な不満があったことである。こうした社会情勢に配慮し、経済界、学界、宗教界などから事件後さまざまな声明、提言が発表されたが、なかでもとくに輸送、電力問題への言及が多い。

12月15日にはフィリピン商工会議所は5項目の行動計画を提言した(「参考資料」**4**表参照)。これは事態解決次第、非常事態宣言の解除など、すみやかな正常化への復帰を要請するものである。同じく14日にはフィリピン大学経済学部で、「厳しい決断のとき」と題された提言がまとめられ、大統領に提出された。これには即時実行されるべき改革(輸送危機の解決等)、法制化または行政再編による改革(債務問題等)が掲げられた(「参考資料」**4**表参照)。

こうした提言を受けて12月20日には非常大権法が成立し、1990年6月7日までの期間、大統領に買い占め抑制など民生安定化のための大権を付与した(「参考資料」**4**表参照)。

一方政府は、反乱事件最中の12月5日に首都圏でのコメなど主要9品目の価格統制を指示した。また家賃統制法の制定や、「カラカラ20」(別名、「地方バランスガイ経営企業憲章)法の制定による中小工業の育成、非常大権行使したセメントの適正配分(60%を中小企業に)など、政府は議会と共同歩調をとり一連の弱者救済策を進めた。

しかしながら、前述のように非常大権法は約6ヶ月の限界立法で、また改革も短期的な対応にとどまっている。これは政府の経済政策の基本が規制緩和、市場への政府の介入排除にあるからであり、こうした価格統制などもきわめて限定されたものとならざるをえないものである。

重要日誌 フィリピン 1989年

MC=Manila Chronicle, MB=Manila Bulletin, BW=Business World

1月

1日 トクリスマス・新年停戦違反で政府軍兵士3人が死亡——国軍当局発表：カガヤン渓谷、オーロラ2州で。

2日 ト米検察当局はマルコスの帰国を許可せず——オルドネス司法長官が米当局との会談結果につき声明：故国で死を迎えたり、刑事起訴を免れる目的では帰国を認めず。5日、ギンゴーナ上院副議長の説明：政府高官の間でマルコス帰国につき合意が形成されつつあり、資産隠匿を国民に謝罪し、その一部として5億~10億^{ペソ}を最初に返却すれば和解のステップとなろう。9日、公務員犯罪特別裁判所(サンディガンバヤン。以下公特裁)、マルコスの帰国再審請求を却下。

4日 トバウラ中佐射殺事件の監督責任を認める——クラメ基地司令官アディオン大佐が上院聴聞会で証言。1987年の8・28反乱事件で拘留中の同中佐が88年10月15日にクラメ基地から脱走をはかり射殺された事件で。

トサロンガ、ミトラ両議長、上下両院の関係修復で会談——議会任命委員会の改革に関する意見の相違を調整し、外国援助に対する立法府の統一見解を策定するため。

5日 トイスラム教徒の兵士、警察官が軍司令部を占拠——サンボアンガ市で。リサール・アリ警邏隊員が仲間約50人と警察軍・統合国家警察(PC・INP)南部ミンダナオ地方司令部を占拠し、同司令官E・バターリヤ准将、同アベンダン参謀ら10数人を人質にとる。7日政府軍1000人で鎮圧。バターリヤ、アベンダンら人質9人、反乱側8人が死亡。8日、アリ一味5人は人質9人とシープで逃走。2月5日付けMC紙、地元紙がモロ民族解放戦線(MNLF)機関紙Mahardikaのアリとのインタビュー記事を転載した、と健在を確認する報道。

9日 ト大統領、89年予算法案の一部に拒否権行使——バラニガイ(村)役員手当支給等9項目で。アンダヤ下院予算委員長、拒否権行使に特段の対応はせずと言明。

10日 トCPLA バルウェグ司令官の要求は拒否——ビメンテル上院地方自治委員長が声明：2自治地域には防衛、治安機能は移管せず、コルディリエーラ人民解放军(CPLA)の正規軍への統合は認めない。

11日 ト下院議員の「警護用銃器」を空港税関が押収——ライフル、自動小銃150丁をニノイ・アキノ国際空港で。12月31日にSAS機でイスラエルから到着したもの。購入者はグータン下院治安委員長、荷受先はPC・INP司令官。グータン議員が記者説明：選挙区事務所警備用に数人の下院議員が個人的に輸入した。ユニコ下院防衛副

委員長声明：さらに450丁を発注済み。12日、アバト国防次官声明：PC、国防省の許可を得ておらず違法行為である。13日、ミトラ下院議長、下院倫理委員会に調査を命令、事態決着を図る。20日、グータン議員、倫理委員会に銃器を発注した64議員のリストを提出。

トマニラで反基地国際集会開催——(~15日)。第2回アジア・太平洋の平和と発展に関する市民会議。豪、日、ASEAN諸国、パラオなど18ヵ国から市民団体代表300人が参加。15日、すべての外国軍基地、核兵器の撤去を求めるマニラ宣言を採択。

14日 トソ連最高会議代表団が来訪——(~21日)。団長バレンチナ・テレシコワ最高会議幹部会員(宇宙飛行士)以下4人。16日、アキノ大統領と会談。

17日 トマ外相、社会主義国との関係強化を宣言——マニラの国際会議場で記者団に外交方針を説明：朝鮮民主主義人民共和国との国交およびソ連アジア地区での領事館開設を検討中である。

ト大統領行政規律委(PCGG)職員が射殺さ——ロナン事業部長代行が6人組に。警察当局、新人民軍の都市部隊であるスパロウ部隊の犯行として捜査。

18日 ト立法・行政合同開発協議会法案に拒否権行使——大統領、国家経済開発庁の独立性を失うとして。

19日 ト対比援助計画調整委員会(CCPAP)が発足——委員長はロベルト・ビラヌエバ比米経営協議会会长。

22日 トアルメンドラス元上院議員、LDPに入党——KBLミンダナオ副委員長。カガス南ダバオ州知事も。

24日 ト中国全人代代表団來訪——(~2月3日)。団長葉飛全人代副委員長(1914年ケソン州生まれ、別名Sixto Tiangco)。26日、アキノ大統領と会談。

ト予算削減で市民軍地域部隊(CAFGU)は規模縮小へ——ラモス国防長官、ナガ市の出版業者協会会議で講演：90年のCAFGU結成は当初計画の15万人を3万人に。この結果90年末には1286部隊、隊員12万8600人へ。

25日 トマルコスの帰国は謝罪が条件——PCGGのビリヤリニン委員が記者説明：1988年7月のマルコスの上院議長宛書信による50億^{ペソ}返却申し出は、国民に謝罪しない限り受理されない。

トエバンス豪外務・貿易相來訪——25日アキノ大統領と人権問題について会談。

26日 トチャーチャーイ・タイ首相來訪——(~28日)。27日アキノ大統領とカンボジア問題などで意見交換。

27日 ト自治基本法の期限内成立は不可能に——この日が憲法第10条第19項の規定による期限。

2月

1日 ト任命委、パウチスタ人権委員長の再審請求却下——2日、大統領、H・マリリンを委員長代行に指名。

トドゥライ・キリノ州知事、反乱罪では無罪——8・28反乱事件にケソン市特別裁判所が判決。カバラギス町での暴力行為では拘留10ヵ月の有罪に。

トソ連、国鉄建設・修復に40億㌦の借款・贈与約束——下院陸運小委でプラド比国鉄(PNR)支配人発表。

2日 トラウレル副大統領、ハワイでマルコスと会見——マルコス1日に気管支切開手術。4日大統領、ラウレルの報告申し出を受理せず。5日大統領府、ラウレルはマルコスとの会見内容を公表せよとの声明発表。

ト「60—30—10計画」を採択——自主的農地移転で農地改革省と西ネグロス州が協定覚書(MOA)調印。農地改革民主組織同盟(ARADO)と全国砂糖労働者連盟(NF SW)は同計画に反対。

トブッシュ・竹下会談、MAIで合意——「対比多国間援助構想」に関しワシントンで。3日、訪比中の松浦晃一郎外務省経済局長とウッズ米国AID長官は、比側を交えてMAIの3国間実務協議を行なった。

ト「日本商社のマルコスへのリペートは10~15%」——バルタサール・アキノ元公共事業道路相が公特裁に宣誓供述書を提出。9日、香港の銀行口座に450万㌦入金と証言。13日、ギンゴーナ上院ブルーリボン委員長、関与の商社は7社と証言。15日、同委員長は日本商社の活動禁止を政府に要請。

6日 トPCGG委員長がマルコスの弁護士と接触——カバラス同委員長が言明：大統領からマルコス側の和解条件を探るよう指示されていた。7日、ベニグノ報道官が釈明：PCGGにはマルコス側と交渉する権限はなく、単なる真相究明調査であった。

トPCGG、マルコスの妹フォルトゥナの出国禁止を解除。

8日 トアキノ、軍当局にアリ逮捕を命令——フロイレンド国軍報道官が言明：アリがMNLFに参加したとの報道は信じ難い。9日、元MNLF幹部が言明：アリはマレーシア領サバにいると思う。13日、マングラプラス外相が両国間に犯人引渡し協定はなく難点ありと発言。

ト選挙委員会バランガイ選挙準備委員長、射殺される。

9日 トアキノはLDPの次期大統領候補有資格者——ミトラ議長が言明：ただしアキノが再度立候補の場合。

11日 ト大統領、クーデターの噂を否定——コード名は「聖バレンタイン」計画。参謀総長、軍内の不穏な動きは認めるが、同計画の存在は否定。

13日 トメルチャール駐ソ大使更迭の圧力——マングラ

プス外相が外務行政委員会の更迭勧告を支持：メ大使は本省の許可なく、(1)大使館内にレストランを開業し、(2)「特定国民」にビザを発給し、(3)許可なく任地を離れた。14日、大統領、訪ソ後にメ大使を更迭すると発言。

ト下院、村長のバランガイ選直接投票制度を可決——1988年11月4日成立のRA 6679号が村議員のみを直接投票で選出する方式であったもの。

14日 ト危機管理委員会、マルコスの帰国拒否を決定。

ト中国政府貿易代表団が来訪——団長は経済貿易部の陳之孝局長。15日からの比中貿易合同委第12回会議に出席。20日、1989年貿易議定書に調印。双務貿易額目標4億~5億㌦で合意。

トPCGG 接收資産売却は所有権問題解決が優先——88年11月に資産民営化トラストに移管された資産に関し公務員犯罪特別裁判所が裁定。

15日 トコナブル世銀総裁、アキノ大統領と会談。

トパリ・クラブ第3次リスクで負担軽減要請——モンソド長官が3方策発表：(1)借款を贈与に転換、(2)国際收支赤字補填の借款、(3)優遇利子率適用。

16日 ト大統領、行政・立法合同債務委員会法に拒否権を行使——外国借款の契約・保証は大統領権限に属すると。20日、下院与党議員総会、同法案再議決を決定。21日、上院同議員総会、同法案再議決を決定。下院秘密会で政府と6項目の妥協案で合意。4月17日、同法成立。

17日 トイレト元国防相、大統領特別顧問に就任——国家安全保障担当(閣僚職相当)。ソリアノ特別顧問は更迭。

20日 トシン枢機卿、政府のマルコス帰国不許可を支持——サントトマス大学の講演：帰国論議は混乱を招く。

22日 トルシタ農園の生産分与方式を承認——ラブス農地改革次官がPNA通信に表明。

ト米軍基地の一部を年内に横田基地に移動——クラーク基地当局が発表：第374戦術空輸航空団司令部を。

23日 トアキノ大統領、「大喪の礼」参列で訪日——(~25日)。天皇に接見、竹下首相と会談。24日、米仏両国大統領と会談。

25日 トアキノ大統領、「革命3周年」式典で報告——3万人の群衆を前に、大喪外交で西側首脳から援助確約を取りつけたと。

26日 ト外務当局、シソンの政治亡命で調査を指示——23日、ピアソン首都防衛軍司令官、シソン共産党元委員長の旅券は無効で亡命以外では国外滞在はできないと発表。27日、メ外相が言明：オランダ政府にシソンの政治亡命申し立て却下を要請しない。亡命を認めるかどうかは受け入れ国政府が決めることがある。

トPCGGがココイ・ロムアルデスを告発——イメルダの実弟を公務員犯罪特別裁判所に24件の不正利得で。

3月

2日 ドラモス国防相、ホナサンの同期生と会談——比士官学校1971年卒の48人とアギナルド基地で5時間。参謀総長も同席。自宅拘禁中のカブナン中佐、マティーリャ中佐も出席。会談内容は非公開だが国軍作戦部長説明では次の2点：(1)反乱兵士と軍当局との和解努力、しかしホナサンの降伏には触れず、(2)国軍改革の必要性。

♪労働法改正法案が成立——RA 7615号。内容は、(1)労使関係委の権限強化、(2)労働協約の期限を現行3年から5年に延長、(3)中央労働委(NLRC)の構成は労働側5人、経営側5人、政府側4人の計14人。「五月一日運動」(KMU)は反労働的改悪と反対。

♪PCGG、マンハッタンのビル4棟を売却——マルコス一族の資産の一部で、4億㌦回収。

3日 ソテロ副参謀総長の自宅建設に黒い噂——デビーリヤ参謀総長、ソテロが500万㌦の自宅を新築したとの報道で、国軍不当利得調査委に調査を命令。19日、同委事務局は、3月15日現在で軍人580人、警察官19人、文官145人の計744人を調査対象としていると発表。

4日 ♪ビダル枢機卿、マルコスとの面会で弁明——2月23日にミサを行なったが、純粹に宗教的なもの。

6日 ♪ホナサン、大統領に和平条件項目を提示——ホナサン元中佐、地元ラジオ放送で参謀総長経由で書信送付を認める。9項目は、(1)政府部内のマルクス主義者を追放、(2)シソン、プスカイノ、ホラシオ・モラレスの再逮捕、(3)政治犯罪や人権侵害で拘留中の軍人の即時無条件釈放、(4)ミンダナオに自治権の即時付与、(5)新政権発足以来解雇された政府職員の復職、(6)大統領家族の犯罪人の逮捕、(7)海外亡命中の帰国希望者に旅行必要書類交付、(8)対外債務交渉の延期、(9)暫定危機管理政府の発足。フロイレンド国軍報道官、内容は政治的で国軍の所掌事項でないと回答拒否を発表。

♪政府、IMFに趣意書(LOI)を提出——経済政策覚書(1989-92年)に関する。期間中のGNP成長率年6.5%に。

8日 ♪任命委、エストアル公共事業長官の任命を承認。

♪マルコス派のカバワタニ大佐、パサイ市で逮捕。

9日 ♪NP再建準備大会、副大統領を暫定党首に——ラウエル、UNIDOはNPに統合されると言明。

♪ソ連に通商代表団を派遣——(~14日)。団長はコンセプション商工長官。15日モスクワで比ソ貿易拡大議定書に調印。(1)現行の年間4000万㌦を1992年までに2億㌦に拡大、(2)比政府はソ連漁船の比国内での修理を許可。最初に120隻を8400万㌦で、など。

11日 ♪GADはNPに統合しない——カエタノ「民主主義のための大連合」委員長、ガンボア書記長が声明：

人為的な政党再編成には組みしない。エンリレの反論：GADの大物2人の声明は野党分断策の一つである。GADの半数以上がNPに参加している。

13日 ♪投降ゲリラ等に対する特赦を承認——大統領が行政命令EO 350号を布告。EO 80号の特赦期限(1988年2月29日)以降の国事犯、スペイなどの投降者に適用。14日国防相、クーデター未遂事件の反乱兵にはEO 350号は適用せず軍事裁判で審理する、と言明。

♪MNLF、イスラム諸国会議正式加盟を要請——ミスワリ議長がリヤドでの第18回国際会議で演説。17日比外相、OICはMNLFの要請を却下したと発表。

15日 ♪PCGG、ベンゲット社株式515万株の売却を承認——MC紙報道。1986年にPCGGがココイ・ロムアルデス所有の1620万株を差し押えたが、このうち950万株をベンゲット社が買い戻し、残りの650万株がその後株式配当で750万株になった。このうち約200万株は同社社員に配分。残り515万株を公開。

16日 ♪中国政府、比台互恵関係法案に不快感表明——中国外務省報道官：中比国交回復時の共同声明の原則に反すると。

17日 ♪M・エスピノサ下院議員、射殺さる——マスバテ空港内で2人組に。利権絡みとみられ、犯人は逃走。

♪天然資源長官が製材輸出の全面的禁止を発表——森林保護、資源確保のため7月1日から合板、ベニヤを除くすべての製材(13樹種)の輸出禁止。

18日 ♪バテルノがPDP・ラバン副委員長に——党大会で選出。委員長はビメンテルが再選。

23日 ♪ラヤ前中銀総裁、FBIに逮捕さる——マルコスに面会のため訪れたホノルル国際空港で同人の不正資産隠匿裁判の証人として身柄拘束。同行のオブレ、メンドーサ、エストレーリャ、モンテスの4人には召喚状手渡し。24日FBI当局、マルコス前政権の閣僚5人(ビラタ、アルバ、アズリン、ベラスコ、マバ)はハワイに着き次第逮捕と発表。31日、ラヤの帰国を許可。ただし5月8日にニューヨーク南地区裁判所に出廷を命令。

♪マルコス派が国軍内で勢力伸張を画策——軍当局が発表：Guardian Brotherhoodが現役将兵をメンバーにし、政府転覆を企てている。

28日 ♪バランガイ選挙を実施——テロによる妨害、立候補者不在などを除く4万814バランガイ(村)で。

29日 ♪新人民軍創立20周年——この日、マウンテン州で政府軍と交戦。警察軍兵士4人が死亡。

♪マルコスへの別口賄賂1140万㌦——チャベス検事総長が発表：日本商社から1966~81年分として、スイス・バンキング社の香港支店口座に送金。30日検察当局、公務員犯罪特別裁判所に日本商社代表の喚問を要請。

4月

1日 トドゥパヤ下院議員が病死——カガヤン渓谷州選出。下院205議席中、空席は5議席に。

トPC・INP 第14地方司令部がコルディリエーラ地域に発足——4日にラモス国防長官が発表。また国軍一元化によりコルディリエーラ人民解放軍(CPLA)は市民軍地域部隊(CAFGU)に統合される。

3日 トアリサバル科学技術長官辞任——7日、フォロスコ商工次官が新長官に就任。

4日 トPCGG、不正利得でラヤの告訴を検討中——ルシオ・タンによる General Bank and Trust Co. の取得、タントコによる Tourist Free Duty Shop 不正経営に関して共同被告として元中央銀行総裁を。

5日 ト上院でホナサン元中佐らの同期生から聴聞——マセダ国防委員長が地方司令官、下士官およびビ士官学校1971年組からの聴聞会後表明：過去にクーデター未遂事件参加の下士官は上官の命令に従つただけで、すでに制裁を受けた。再訓練の後前線に送るのも一案。だが無条件に特赦を与えよとの71年組の要望に従うことには問題が残る。8日、国防長官は上院に、意見聴聞は公平にと要請：これまで特赦賛成者からのみ聴取した。

ト公特裁、Asia Brewery社調査の停止命令——PCGGと検事総長に対し。同社株式6000万ペソがマルコスのダメー5人の所有で、うち1人がルシオ・タン。カパラスPCGG委員長は、タンがマルコスの株式の60%を返却すれば妥協に応ずる、としている。

トNPAが外国人登山家を留置——ニュージーランド人、アイルランド人、英国人の3人をアボ山麓で。

トコメ20万～25万ペソの輸入を閣議で承認。

ト公特裁、マルコスに破産宣告——エスカレアル判事が声明：訴訟13件に対するマルコス一族の答弁書がなかったため。カストロ PCGG 委員が解説：破産宣告がなされると被告抜きで結審できる。

トゴンサレス観光長官、女性問題で辞表提出——大統領、6日受理。13日経済界のガルーチョが新長官に就任。

10日 ト米軍通信施設が爆破される——バギオ市南10kmのサントマス山腹で。軍当局は NPA の犯行説。

ト国軍将校32人の人事異動——デビーリャ参謀総長発表。16准将、12大佐、1海軍将官、2海軍大佐が対象。

11日 ト統合国家警察は性格において文民職——ロコ下院与党副院内総務が審議中のフィリピン国家警察法案に関する声明：国防相が国家警察委員会(NAPOLCOM)委員長を兼任し、警察軍(PC)司令官が INP 長官を兼任するとした75年8月8日付け大統領令(PD)765号は、85年7月10日付け行政命令(EO)1040号で廢止されたはずで

ある。EO 1040号で NAPOLCOM は大統領府に移管され、NAPOLCOM が INP の行政的統括、監督をする。アキノ大統領は INP 長官(現在はモンターニョ PC 司令官が兼任)に文官を任命し、空席の13地方 INP 本部長を任命すべきである。19日、下院は警察改革に関しアキノに命令の布告を要請する決議：INP の純粹に文民職の性格を規定し、NAPOLCOM の監督下に置く。

12日 トバーター貿易は段階的に廃止——省間バーター貿易委員会がガイドラインを承認。1991年までの3カ年計画で。商人数は現在の1万4700人を3800人に。

ト農相、米価補助制度の続行を表明——IMFに提出した趣意書に示されたのは目標にすぎないとして。

14日 トNDF幹部A・ズメルの健康状態が悪化——参謀総長、同議長は投降を希望していると発表。

17日 ト行政・立法合同債務委員会法が成立。

18日 ト武器商人のカショーギ、スイスで逮捕さる——マルコスの不正蓄財の共犯容疑者として、米司法当局の要請でスイス司法・警察省により。

20日 ト共産党幹部のカベグサンを釈放——警察軍当局が発表。88年11月6日にマニラで逮捕。ケソン市裁判所が反乱、銃器不法所持容疑に無罪判決をしたため。

21日 トベニグノ報道官、辞表を提出——88年7月21日に辞表を提出し慰留されたもの。5月16日付で辞任。

ト米統合軍事顧問団の軍人が射殺される——James Rowe 大佐(51歳)、ケソン市で。同大佐は CAFGU の組織、装備、訓練を担当。

25日 トフィリピンは2000年までに NICs 入りできよう——コンセプション商工長官が上院で証言。

27日 トマルコスの控訴を却下——スイス・フライブルグ控訴院が隠し口座4200万ペソに関する。チャベス検事総長の判決所感：これはマルコス資産回収の突破口となるが、マルコスはスイス最高裁に上告しよう。

28日 トブラカン州パオンボンで村民9人が殺さる——5月4日政治犯救援組織(TFDP)真相究明委が結論：事件は NPA を探索中の海兵隊員による大量虐殺であり、9人の中には70歳の老人、13歳の少女もいた。同12日、大統領は司法長官に調査委員会の設置を指示。

29日 ト西ネグロス州の地主が自警組織に資金援助——1988年10月に砂糖統制局(SRA)の許可をとり、製糖時に、全国砂糖プランター連盟(NFSP)、砂糖生産者協会連盟(Confed)から砂糖産業開発財團に1ペソ当たり5ペソを支払う。地元のフォルティチ神父から上院議長に宛てた報告では、本来品種改良、社会活動に使われるべき資金が、CAFGU に使われている。

30日 ト大統領警備隊の2兵士が伏撃で死亡——マニラのパコで。犯人は共産ゲリラとみられる6人組。

5月

5日 トラウレル、エドワルド・コファンコと会談したと発表——2週間の非公式旅行の帰国報告記者会見：ロサンゼルスで同人にNP参加を要請した。彼の最大の関心は帰国問題で、自分に旅券発給で助力を要請した。

6日 ト竹下首相、訪比——(~7日)。アキノ大統領と会談。MAI援助国会議の早期東京開催で合意。

8日 トS.プシナキスの裁判に反対運動高まる——MC紙報道。1981年に米国内で爆発物を州間搬送した容疑で起訴され、「8月21日運動」(ATOM)などが同氏の支持を表明。6月8日、サンフランシスコ連裁が無罪を判決。

ト北イロコス州のNPA基地急襲でゲリラ19人死亡——軍当局が発表。Vintar町 Kabangaran村での3日間の交戦で、陸軍第1スカウト・レンジャー連隊のブランド准将が作戦を指揮。

9日 ト世銀、3億㌦の金融部門構造調整融資を承認——フェルナンデス中銀総裁が発表。

ト87年2月のルバオ殺戮事件生存者に宅地を贈与——大統領が官邸で8家族に240平方㍍の権利書を手渡し。

11日 トルイシタ農園で株式配分計画に調印——農地改革省の立ち合いで、Tarlac Development Corp. (TDI)、同社の子会社のHacienda Luisita, Inc. (HLI)および受益者農民の3者が、4916haの評価額相当の株式33.29%を労働者7000人に30年間に無償配分。また生産分与として年売上高の3%を現金配当かボーナスで配分。

12日 トマ外相を立法・行政合同債務委員長に指名。

トNPAによる内部潜入者の大量処刑地を発見——軍当局が発表。ラグナ州で1カ所、ケソン州で2カ所。13日、ラグナ州カラヤアンの共産ゲリラの放棄した基地周辺で秘密墓地13カ所30遺体を発掘。

14日 ト野党、LDPはアキノの任期延長を画策と非難——オブレ元労相が、憲法を改正し、大統領と議員の任期を1994年まで延長しようとしている。

15日 ト大統領、ガルチトレーナ農園の購入停止を命令——南カマリネス州の同農園1888haの自主的農地売却(VOS)取引に関して、農地改革省の評価が過大であることが判明したため。アルバレス上院農地改革委員長の発表：同農園は1988年4月にSharp InternationalがUnited Coconuts Planters Bankから350万㌦で購入、同年12月、農地改革省と6273万㌦で転売契約。

ト大統領報道官にA・アスクナを任命。

ト大統領、タヴィタヴィへ——1988年2月に次いで2度目。生計向上プロジェクト4件、1632万㌦を公約。

16日 ト上院、PCGGのロバとの取引を非難——上院ブルーリボン委員会が、ココイ・ロムアルデスが所有した

First Manila Management Corp.傘下39社の売却で大統領の義弟リカルド・ロバに便宜をはかったとして。大統領、39社の売却で公開入札を希望。23日ロバと証人14人が上院同委員会での証言を拒否。

17日 ト経団連 ASEAN使節団訪比——(~19日)。団長は斎藤英四郎経団連会長。18日、大統領と会談、経団連側は日本国際協力機構(JAIDO)の出資第1弾として工業団地、伸銅工場の建設など4件への投資を表明。

21日 トNP再建党大会開催——17年振りに。代議員2500人が出席し、ラウレル副大統領を党首、エンリレ上院議員を書記長に、オブレ元労相を執行副党首に選出。党綱領を採択：(1)連邦国家制の採択、(2)米軍基地は5~10年内に撤収、(3)米軍基地を取り引く債務削減、(4)国家評議会による超党派外交政策と東西両陣営との関係強化、(5)真の企業的農業、小農を除く部分的農地改革の実施、(6)企業活動規制緩和と経済自由化。

トCHDFは未解散——MC紙。1987年7月のEO264号は郷土防衛部隊(CHDF)の禁止を規定しているが、代替となるCAFGU組織化の予算不足で、國軍の記録では89年1月現在2万1602人のCHDF隊員が存在。

トカリンガ・アバヤオ州の交戦でゲリラ37人死亡——Budtolの陸軍前哨基地をNPA200人が襲撃。

22日 トアキノ、線上げ大統領選挙の可能性を否定——21日のNP党大会決議での線上げ選挙要求に対し、議院内閣制の場合には可能だが現状では困難との理由で。

トNP、下院5、上院1の欠員補充特別選挙を要求。

23日 トオンズマン、ガ農園取引で調査開始——4人委員会が発足。農地改革省とSI社との取引を調査へ。

25日 トIMF理事会、比政府提出の趣意書を承認——フェルナンデス中銀総裁が声明。

26日 トミトラ下院議長降ろしが失敗——同議長、反対派の制裁を宣言。画策したのはスムロン与党院内総務。

ト大統領、フィコ農地改革長官の休職を受理——ガルチトレーナ農園の契約の交渉・締結に関係した局長21人の休職願受理。フェリア前最高裁判事を委員長とする特別調査委(フェリア調査委)も発足。

ト西ネグロス州南部の強制立退き者5000人が帰郷——軍当局が発表。しかし同州北部の難民センターでは政府軍とゲリラの衝突巻き添えを逃れる避難民が増加中。28日、国防長官、ネグロス州での強制立退きの必要を宣言。

27日 トローマ法王、フォルティッヂ司教の後任を指名——バコロド司教区にCamilo Gregorio司教(49歳)を。

29日 トバリ・クラブ、第3次リスクで合意——3年以内に満期到来の22億㌦で、利息と元本の100%。

30日 ト農地改革省の2次官を更迭——ペホ(法務担当)とメジナ(事業担当)の両次官。

6月

2日 ▶アキノ・ガルマン暗殺事件で確たる証拠——F. Guerrero 特別検察官が検事側立証を公特裁に提出。

3日 ▶KBL の元幹部など、NP に参加——ラウレルの自宅で宣誓式。財務役に経済人の Vicente Puyat、監査役に Carlos Valdez 元駐日大使、首席法律顧問に Arturo Tolentino 元外相。副党首は 4 人で、ミンダナオ地方代表に Homobono Adaza 元国民議会議員、ルソン地方代表に Dominador Aytona 元上院議員、Victor Ortega 下院議員、ビサヤ地方代表に Rodolfo Ganzon イロイロ市長。6日 Salvador Escudero 下院議員、1992 年までに KBL と NP は統合と予測。7 日付け MC 紙によれば、旧 NP 党員で KBL に残っている有力者は KBL 党首の Nicanor Yniguez と Eduardo "Danding" Cojuangco, Jr. である。

5日 ▶大統領、天安門事件に遺憾の意を表明——サロンガ上院議長、事件は共産圏での改革への熱意を削ごうと非難。比外務省、中国渡航禁止を発表。7 日、中国、香港、台湾の学生 500 人が中国大使館領事部前で抗議集会。14 日中国系比人学生、ビジネスマン、市民運動家 1 万人が同領事部前で集会。7 月 1 日、渡航禁止解除。

▶人民農地改革会議が包括農地改革法を非難——全国の 12 農民組合が加盟する CPAR が同法成立 1 周年を前にしたシンポジウムで同法の評価報告を発表：同法は法律としても、計画としても失敗であった。ガルチトーナ農園事件、ルイシタ農園の場合が失敗例。また同法は抜け穴が多く、地主と多国籍企業による法の網逃れを誘発している。10 日 CPAR 傘下の農民 3000 人が集会。

6日 ▶バオンボン虐殺事件の調査委報告書提出さる——A. Tuquero 委員長（司法次官）が司法長官に：事件は海兵隊と NPA の交戦に住民が巻き込まれたもの。

7日 ▶フィリピン国家警察(PNP)法案下院で可決——HB 23614 号。その骨子は、(1)現行の国家警察委員会(NAPOLCOM)を新たに大統領直属の国家警察委員会に再編し、同委が PNP を統括監督する、(2)PNP は警察、消防、刑務の 3 業務を担当し、隊員は国家統合警察(INP)、警察軍(PC)、麻薬取締司令部、犯罪捜査局の有資格者からなる、(3)市町村が PNP 業務を監督する。

9日 ▶最低賃金法が成立——RA 6727 号。全国一律に 1 日 25 ペソ引き上げ。ただし首都圏以外の農園企業で年間総売上が 500 万ペソ未満の場合の労働者は 20 ペソ、従業員 10 人未満、資本金 50 万ペソ以下、および従業員 20 人未満の小企業の労働者は 15 ペソ引き上げに。7 月 7 日、施行規則が布告され 7 月 1 日から適用発効。

10日 ▶私立学校補助法が成立——RA 6728 号。年間授業料 1500 ペソまでのハイスクール生徒は 1989-90 学年度に

290 ペソの補助、新入大学生は 89 学年度は学生数の 10 % に育英資金の補助など。財源は一般予算、ココナツ課徴金基金、海外旅行税の 10 %、砂糖統制庁(SRA)または比ココナツ庁(PCA)収益の 10 %、比開発銀行(DBP)純利益の 10 %、海外労働者福祉基金の一部。

12日 ▶中国の危機で商機——MC 紙：リム比商工会議所元会頭や R. コンセプションは、中国、台湾、香港の投資家は投資先を ASEAN 諸国へ移転しようと期待。

13日 ▶KMU、天安門事件で中国政府の立場を支持——一方、8 月 29 日付 *The Straits Times* 紙は、(KMU と同じく NDF に属する)フィリピン学生連盟(LFS)が中国政府非難の声明発表と報道。

▶大統領、メルチョール・ソ連大使の更迭問題で言明——比外務省の勧告どおり職業外交官の任命を承認する。

16日 ▶自主的農地売却の全調査で 2 件に疑惑——大統領が言明：農地改革省調査では西ネグロス州タリサイのビラソール農園(327.4 ha)、ソルソゴン州ピラールのロセス農園(121.9 ha)の土地が過大評価である。

18日 ▶161 バラシガイで縁延べ選挙を実施。

19日 ▶ルイシタ農園の株式配分計画承認は先送り——大統領農地改革評議会(PARC)が発表。司法省が私営農園で集団所有の場合のリース・バック(売却借用)が認められるとの意見を示すまで先送りにすると。

23日 ▶大統領、モンソド NEDA 長官の辞表を受理——後任長官代行に Filologo Pante, Jr. 同次官を任命。理由は ODA 窓口が NEDA から CCPAP に移管されることに不賛成のためとされる。

▶PCGG、マルコスの 195 銀行口座を発表——米、イス、比国内に総額 5 億ペソ。うち国内には、Security Bank and Trust Co., Traders Royal Bank, および Philippine National Bank に 73 口座がある。

25日 ▶NPA が教会を襲撃、39 人が死亡——南ダバオ州 Rano 町 Hinatol 村のプロテスタント教会で、女、子供を含む民間人、フィリピン統一教会教徒が大量殺戮される(ディゴス事件)。27 日、NPA が弁明し、最初に仕掛けたのは反共狂信者(Itoman)であると主張。

28日 ▶マルコスの次女アイリーンが 3 億ペソ返却——PCGG 発表。5 月に Barclays Bank の口座から。

29日 ▶比米、基地労働者の労働協約改定交渉で合意——年央ボーナスは 50 % 増の 3500 ペソに。

▶マルコス前大統領、腎臓摘出手術。

30日 ▶フィコ農地改革長官辞任——フェリア委員会が大統領に最終報告書を提出。大統領、後任にサンチャゴ出入国管理局長を指名。大統領、直ちに新長官に、不正阻止と農地改革計画への信頼回復の観点から買上げ農地契約の再点検を命令。7 月 3 日、新長官が就任。

7月

3日 ▶対比多国間援助構想の第1回援助国会議開催——(～5日)。20カ国、7国際機関が参加し東京で。5日、1989年分として35億㌦の資金供与で合意。

▶ミリアム・サンチャゴが農地改革長官に就任——新長官、ガルチトレーナ農園農地転売事件に関与した高官11人は直ちに辞任せよと言明。

4日 ▶サンチャゴ新長官、農地取引の明朗化を公約——農地改革省内にはびこる農地売買にからむ全国的規模のシンジケートを3ヵ月以内に撲滅すると宣言。

5日 ▶大統領、農地改革省高官に行政罰を指示——が農園事件でペホ、メジナの両次官を含む7人に。アキノ政権下で不正行為にからむ任命職の訴追は初めて。

▶PNBの株式公開にからむ疑惑を調査——オングズマンが言明。同行の株式30%が公開されたが、マセダ上院議員ら3人による調査では、アロヨ同行会長ら幹部8人が1株170㌦で(公開後300㌦に急上昇)、1人200株の上限を超えて購入したとして。

6日 ▶VOS取引に関する調査チームが発足——自主的農地売却申請で農地改革省内に。すでに同省本部受理の92件のうち54件について資料を集めたと発表。

▶駐ソ大使にサエス前ヨルダン大使を任命と発表。

▶新最低賃金法で必需品価格は10～12%上昇へ——フィリピン商工会議所の調査で判明。

6日 ▶ソ連通商使節団が訪比——(～13日)。団長はタマラ・レビナ閣僚会議副議長。

8日 ▶ルイシタ農園の株式配分方式見直し提言——司教・経済人会議(BBC)が年次総会で声明を発表：同方式が農地改革の脱法行為に利用されることを懸念する。

▶大統領、西欧に出発——(～15日)。西独訪問の後12日、ミッテラン・仏大統領と会談、パリ首脳会談参加各首脳から援助約束取り付け。13日、MAIにもとづくフィリピン援助計画(PAP)に対する10億㌦約束で仏政府と書簡交換。14日、ベルギー訪問。

▶シンガポール政府、対比軍事援助400万㌦申し出——MC紙によると、このほどクラーク基地でのシ空軍訓練(79年以来)維持のため。シ空軍の同基地駐留は軍人110人、F4戦闘機8機。

▶E・フーコ下院任命議員死去。

13日 ▶軍事法廷、ルバオ事件の24兵士に無罪判決——証拠不十分のため。兵士全員が陸軍第14歩兵大隊所属。

14日 ▶メルカド与党院内総務が辞任——議運委員長も辞任。異性問題の噂で家族への配慮と、上院の威信を損ねないため。22日、ギンゴーナが院内総務就任に同意。

16日 ▶マングラプス外相が公式訪ソ——(～20日)。17日、比ソ外相会議で1989～90年の両国間文化交流計画などに関する覚書調印。またカッシュ外務省と外経省との間で経済・技術協力に関する協定調印。18日マ外相、在比米軍基地の2000年以前の撤収もありうると言明。

17日 ▶大統領、「ビッグ・パート作戦」を弁護——前週、在豪州の銀行家、Michael de Guzmanが下院公共特別委員会で証言：同作戦はクレディ・スイスのマルコス口座から2億1300万㌦をExport Finanzierungsbankの自分の口座に移管する計画で、マルコスの了解もとっており、比政府からの成功報酬は1000万㌦であった。ところが86年7月8日にサロンガ PCGG委員長(当時)、オルドネス検事総長(当時)が、スイス政府当局に対し比政府に直接返還するよう求めたことで、クレディ・スイスは口座を凍結してしまった。21日大統領、サロンガとオルドネスの助言に従い計画を中止したと言明。

▶ソルンゴン知事に C. Arnedo 副知事が昇格——J. Frivaldo 前知事は米国籍のため最高裁判決で解任に。

18日 ▶7地主、1030ha分の農地価格が過大——農地改革省の VOS 取引査察チームが発見し、サンチャゴ長官が検事総長に民事訴追を要請。同長官は記者会見で、現場の役人のリベート受領には厳罰を課すと発表。

▶検事総長、Sharp社の訴えを非難——S社が控訴裁判所に農地銀行の農地代金支払いを提訴したこと。

19日 ▶米軍基地労働者の労働協約に調印——年央ボーナスの75%引き上げ、ユニオンショップ制の導入など。

▶武器商人のカショーギを米司法当局に身柄引渡し——スイス当局。27日、保釈金1000万㌦で仮釈放に。

▶最高裁、包括農地改革法は合憲と判断——同法は違憲との地主の4訴訟に対し、全員一致で。

21日 ▶米価の上限設定で合意——コメ、トウモロコシ卸・小売り業者会議で。ドミングス農相の発表では、普通精米小売価格は1kg当たり8㌦、上等は9㌦が上限。

23日 ▶NDF、再度和平交渉を提案——オカンボ同議長名の声明文が通信社に配布される。

24日 ▶第3通常議会が開会——大統領は一般教書演説で、(1)貧困の除去、(2)治安の改善、(3)政府の信頼回復、(4)社会正義の実現、(5)環境保護、を強調。

25日 ▶フィコ前長官ほか50人を不正利得罪で起訴——オングズマンの真相究明3人委員会の結論により。

27日 ▶軍当局、オカンボ NDF 議長の逮捕を発表——マカティ地区潜伏中を夫人の Carolina Malayとともに。

31日 ▶PCGG 委員長がイ梅ルダ夫人と秘密会談——8月12日付け MC 紙が報道。帰国条件の交渉で。

8月

1日 トミンダナオ・イスラム教徒自治基本法が成立——RA 6734号。同法は住民投票を経たうえで単一のイスラム教徒自治地域を設置するもので、その骨子は次のとおり。(1)公選制の自治地域協議会(議会に相当)が独自の予算案を審議・決定、(2)同自治地域の租税収入のうち60%を自治地域の行政機構が独自に使用する、(3)公選制の自治地域首長が同自治地域の行政権行使する、(4)自治地域の家族、個人に関する訴訟はセセリア訴訟院が扱う、(5)英語、タガログ語以外にアラビア語による学校教育を実施する、(6)自治地域の防衛・外交などは中央政府が統轄する。11日 MC紙：ミスワリ MNLF議長は同法を拒否し、外交・金融・通貨自主権の盛り込みを要求。26日 MB紙報道：OICは自治基本法を支持すると、Dr. Hammid Al. Gabid 同事務局長が在リヤド比代理大使に声明。

ト立法・行政合同基地問題委員会が設置に——大統領が上下両院の合同決議に署名。上下両院の議員17人で構成され、米軍の一部、または全部撤収後の基地代替使用に関して総合的計画を策定する。

ト資産民営化トラスト、NMICの払下げ覚書調印——Cabarrusグループとの間で、Nonoc Mining and Industrial Corp.を総額65億㌦で。同グループは新会社Philippine Nickel Co.を設立の予定。

2日 ト大統領、ブルネイ訪問——同国国王長子の成人式参列のため。ASEAN各国首脳が参加。

3日 トフィリピン援助計画の新規融資は5億㌦のみ——上院フィリピン援助計画(PAP)特別委でのビリヤヌエバPAP調整委員会委員長とパンテNEDA長官代行の証言をもとに、パテルノ同特別委員長が結論：東京会議約束の35億㌦から、従来の年間約束額24億㌦および日本輸銀の債務削減融資の6億㌦を差引いた5億㌦が新規融資にあたる。

ト農地改革省、農地強制取得の全国的宣伝を開始——タルラクの50haを超える地主54人の農地1万1477haが皮切り。これは、政府主導価格で5ヵ月以内に取得予定のタルラク、リサール、ヌエバ・エシハ、北ダバオ、レイテの5州の優先目標、民有農地8万1241haの一部。

4日 トサンチャゴ長官、急進派の農地改革計画を称賛——下院農地改革委員会で証言：現行包括農地改革法は不整合な点が多く、1988年にCPARが策定した人民農地改革法(PARCODE)を基礎に改正するよう要請する。

トシンガポール政府、米軍基地肩代わりを提案——ヨー外務担当国務相が国会で明らかにした。10日、マ比外相はソ政府提案を前向きに評価すると記者会見で声明。

ト国民発議・国民投票法が成立——RA 6735号。憲法第6条32項、同17条2項の規定を受けて制定。国民発議に関しては、(1)憲法改正の発議、(2)法律の発案、(3)地方自治体(地方、州、市、町、バランガイ)条例の発案、(4)国民発議による法律、条例の発案の手続き、について規定。ただし憲法改正の発議は92年2月以降に可能で、5年ごとに1回のみ。国民投票に関しては、(1)法律の諾否の国民投票、(2)地方自治体の条例の諾否の国民投票、について規定。国民投票の請願は選挙委に登録。

5日 ト強制取得の対象農地を特定する期限は12月31日——サンチャゴ長官が下院農地改革委員会で証言。先に同長官は9月30日がVOS取引の登録期限と決定。

トミランダ広場事件への共産党の関与を否定——シン共産党元委員長、これまでマルコスが指示したとされてきた同事件をめぐって、Gregg Jones著 Red Revolutionが共産党の仕業としたのに対して、同事件により指導者が多数傷害を受けた自由党(LP)は71年当時、同党的味方であったからと。

7日 ト最高裁判決、バギオ市長は外国人と認定——Ramon J. Labo市長は豪国籍で、副市長に職を譲れと判決。8日同市長、最高裁に再審を申し立て。

ト現政権初の国家安全保障会議開催——米軍撤収後の基地代替使用計画の早期策定、国軍の近代化で結論。

ト大統領、エスタンスラオをNEDA長官に任命——Jesus P. Estanislao。

9日 トイスラム教徒急進派7組織、自治基本法に反対——記者会見で同法は憲法違反、最高裁に訴えると言明。

トサントス自治長官、過大な報酬受領の疑い——外国援助による車両の目的外使用も。上院ブルー・リボン委、同長官と他の高官に1988年に受領した超過分の返還を要求。10日大統領、オンブズマンの「一応の証拠」提示があれば休職にすると聲明。

11日 ト米議員4人がアキノ大統領と会談——团长はP・シェレーダー下院軍事施設小委員長。他にA・アイルランド、S・オーティス、F・スペンスの各下院議員。

14日 ト大統領、NDFの和平交渉申し出を拒否——前月23日のNDF側の再度の和解交渉提案に対して。

15日 トダバオ市の刑務所で囚人暴動——13日発生の事件をめぐり、軍が強行策で鎮圧。銃撃戦で囚人16人、豪人の女性宣教師J. Hamilを含む人質5人が死亡。

16日 ト比政府と銀行団、債務削減交渉で基本合意——(1)債務買戻し(デット・バイバック)による債務削減、(2)新規融資10億~12億㌦、比政府が銀行団に期間15年(8年据え置き)のドル建国債を発行、(3)金利引下げ、利率はLiborに0.8125%(現行は0.875%)上乗せ。

19日 トデビーリヤ参謀総長が訪米——(~9月2日)。

軍事援助の早期実行を要請。訪米中はモンターニョ警察軍司令官が代行。

ト実業家の Alfredo Montelibano が死去——83歳。

20日 ト大統領府、ジープ購入の不正追求を拒否——上院は PC・INP が契約した車両 150 台の価格は不当に高いとしていた。

21日 ト公務員給与標準化法が成立——RA 6758 号。国家公務員最低賃金は月額 2000^{ペソ}(現行 900^{ペソ})、国立学校教員は同 3102^{ペソ}(2464^{ペソ})。7月 1 日に適用。

トAIPO 第 10 回総会、マニラで開催——(~26 日)。ASEAN 議会間機構。ソ・中・加・豪・韓・日などの各国がオブザーバー参加。22 日大統領が基調演説、ASEAN 各国首脳が米軍基地問題を討議するよう要請。

24日 ト株式分与の是非は農業労働者の意向を聞く——大統領、ルイシタ農園への農地改革法の適用で発言。

27日 ト米下院防衛予算小委員会議員団が来訪——13議員。団長は J・マーサ議員。28 日大統領と会談。

トR・グータン議員、下院治安委員長を辞任——ミトラ議長が発表：高性能小銃の輸入で責任をとった。しかし R・ウニコ議員は防衛副委員長職にとどまる。26 日、大統領、武器の焼却処分を命令。

ト司法長官、米軍兵士に対する比政府の裁判権を支持——比女性(当時 14 歳)に対する猥褻、脅迫、監禁の複合罪容疑の米海軍兵士が在比米軍軍事裁判で無罪となつたことで、比米軍事基地協定第 12 条により比政府が軍事裁判に優先する裁判権を保持すると主張したもの。

トRowe 大佐殺害犯容疑の 1 人、ダバオで逮捕。

29日 ト大統領、閣僚の兼職に警告——閣僚 12 人を含む政府高官 57 人が EO 284 号に違反し三つ以上の政府企業を兼職しているとのギンゴーナ上院議員の指摘に応えて。

ト最高裁、バルウェグ CPLA 司令官の逮捕命令——87 年に部族の指導者を殺害した容疑。30 日同司令官、最高裁には政治事件に裁判権なし、と反論。

30日 トブルネイが比に 1 億^{ペソ}の譲許の融資——比政府筋が明らかに。融資期間 18 年、金利 3 % になる模様。

9月

1 日 トPCGG 高官 2 人に身内の解任を勧告——公務員制度委員会の人事調査部長がカペラス委員長、ビリヤリン委員に 6 カ月以内に身内の解職を勧告。さもなくば緑故主義禁止法適用と警告。5 日大統領、PCGG の 2 人が任命した職務は最も信頼すべき人物の配属が必要であったと弁護。

ト農地地目転換は違法——サンチャゴ農地改革長官が上院金融委員会で農地改革の脱法行為となるため、と証言。フィコ前長官は 88 年省令 15 号でこれを認めていた。

トインフラ予算がタルラク州に集中——マセダ議員が調査を要求。同州は大統領と家族の出身地。

ト穀米買上げ予算に 51 億^{ペソ}確保を——比農民組合が食糧庁の買上げ率を 12.5 % に拡大するよう要求。

トRowe 大佐殺害犯容疑でさらに 5 人を逮捕。

トビコール地方の賭博に軍高官と地方役人が関与——マセダ議員が上院特別演説で、モンターニョ警察軍司令官は賭博の胴元から賄賂を受領した、またデビーリヤ参謀総長は同地方での違法な賭博を停止しなかった、と非難。2 日大統領、調査を命令。4 日モンターニョ、上院ブルーリボン委で事実無根としてマセダ議員の辞任を要求。7 日司法長官、同疑惑の大統領事実究明委員会の最初の証人はマセダ議員を喚問すると言明。

ト証券取引委員会の Filsyn 取締役数削減を承認——現行 15 人を 11 人とする計画。先の Ayala Corp. の例と異なり少數株主の利益を損なわないとして。

2 日 トミトラ、LDP 党首辞任の意向を表明——9 月 30 日かぎりで大統領の従兄弟の E・タンファトコ副党首に譲りたい意向を表明。1 月 11 日の下院議員による銃器 150 丁密輸問題以来、下院議員と閣僚との対立が高まり、両者の摩擦の深化に失望したため。

4 日 ト上院、ミランダ広場事件の調査へ——ブルーリボン委と人権委の合同委で開始。事件公式記録の不在が判明。

ト公特裁、Jolly Benitez の逮捕を命令——元居住環境次官。2 月政変直後に出国し、最近密かに帰国したものの、保釈金 10 万^{ペソ}を支払わなかったため。

ト下院でミトラ支持決議文——LDP の 70 議員、2 日のミトラ党首の辞意表明は陰謀の結果であるとして署名。6 日、大統領が下院議員代表と会談。下院議員は 5 閣僚を強く非難。7 日ミトラ、16 日付けて党首辞任と発表。

5 日 ト立法・行政合同基地問題委員長にアブエバ——フィリピン大学 (UP) 総長を大統領が任命。副委員長はヤン外務次官。

トマニラ国際空港で銃 314 丁を押収——米国から帰国

したデグスマン下院議員とパンパンガ州の実業家 P. Datu 名義の梱包に隠されていたもの。6日同議員、関与を全面否定。

7日 マルコス夫妻の裁判開始——不正資産隠匿事件36件が対象。最初の証言は税務査察官で、1963~84年の夫妻合算所得が1300万㌦であることに関して。

ト共産党の報告書、日本のODAへの攻撃を示唆——アキノ政権を支持する形で共産ゲリラの弾圧に加担していると位置付け、今後は米軍基地と同様攻撃対象とする。

ト会計検査委、債務返済予算の自動承認制を批判——国家予算はすべて議会の承認が必要との意見を発表。

トマルコスのハワイのスポーツマン帰国——G. Trinidad。任務を辞任し、米国亡命を断念しての帰国。

トNDF、ディゴス事件で処罰を約束——MC紙報道。6月25日の虐殺事件に関し報道関係への8月21日付け声明文で、すでに調査を完了したとして。

9日 トオスメニヤ議員、連邦制へ憲法改正運動開始——1992年までに憲法改正の発議に必要な300万人(全有権者の12%)を目標に署名を集めること計画。

ト選挙委、LDPの政党登録を承認——前年12月6日にPDP・ラバン(ピメンタル派)がLDPの政党登録に関し、PDP・ラバンとしてはラカス・ナン・バンサとの合併に同意しておらず、またLDPの党名はPDP・ラバンの単語の合成であると反対してきたもの。

ト国軍の2グループ、モンターニョを支持——MB紙、1日のマセダ発言を巡って報道。Guardian Brotherhood(構成員12万人)声明：議会の特権行使してPC・INPの全組織の廉直性を傷つけた。フィリピン人民の兵士(SFP)(報道では指導者はホナサン元中佐)声明：マセダは証拠もなく将校数人を非難した。

12日 ト下院、デグスマン議員の休職60日を決議——倫理委の勧告に基づき、武器不正輸入容疑を治安紊乱行為として。14日下院防衛委某委員、武器密輸は警察軍情報担当高官が88年11月13日から現在までに輸入した銃800丁の一部と言明。25日パサイ市地方裁判所、銃器不法所持で同議員の逮捕命令。

13日 ト台湾からASEAN投資使節団が来訪——(~15日)。団長は許勝発中華民国全国工業総会理事長ほか117人。マニラ到着後、比台互恵関係法の早期立法化等の10項目の提言を発表。14日、大統領と会談。

14日 ト外務省、上院で審議中の基地禁止決議を非難——ヤン次官が上院外交委で証言：まだ基地協定の改定を排除する段階でなく、外交委で審議中の決議案601号(タニャーダ等3議員提案)は憲法の規定する範囲を超えており、また決議案605号(サロンガ議員提案)はより憲

法に忠実である。

ト政府、金融機関から45億㌦を引揚げへ——マカライグ財務長官代行が声明。過剰流動性を吸収するため。一部政府企業の中銀への預金から20億㌦、総合銀行(ユニバンク)の準備預金から16億㌦、中央政府の7登録銀行への預金から9億㌦を吸収する。

ト最高裁、マルコスとその家族の帰国を禁止——票決は8対7。マルコスの帰国、その遺体の移送は国の利益と繁栄に重大な支障となるとして。

16日 トLDP党首にゴンサレス上院議員を選出——同党創立1周年記念日の執行委員会で。MC紙によるとLDP議員数は、下院が159人、上院6人、全国の地方自治体首長の70%を占めている。

ト大統領、全省庁に10%の予算節約を指示——10月15日からの給与標準化計画による国家公務員、公立学校教員計170万人の給与引き上げの財源確保のため。

17日 ト政府と銀行団が債務削減交渉で最終合意——(1)新規融資10億㌦は譲渡可能な比政府ドル建て国債の発行、(2)債務削減額は12~14億㌦で割引率は48~52%。

22日 ト新基地協定の扱いで上下両院が対立——ミトラ下院議長は、国民投票—新協定調印—両院での批准、という段取りを表明。上院のサロンガ議長、エンリレ議員は憲法の規定にしたがい、新協定はまず上院が批准すべしと主張。

23日 トミンダナオで、住民投票延期の決議——キリスト教徒系住民支配地の知事、市長が会合、議会に自治基本法修正と投票延期を要請する決議案採択。24日付けMC紙：同法適用の13州中8州、9市中5市がキリスト教徒系支配地で、住民投票で同法不支持に回ろう。26日付けMC紙：キリスト教徒系支配地でイスラム教徒が反発し、自治基本法の反対に回ろう。

26日 トクエール米副大統領来訪——(~28日)。27日大統領と会談。基地協定交渉の12月開始を要請するブッシュ親書を手渡し、また米軍基地の安全保障面、経済面での効果を強調。27日シンボル機卿、基地存続支持を表明。26日、米軍基地で働く米国民間人2人が伏撃で死亡。27日、マニラで学生等2000人の反米デモ、154人が逮捕。

27日 ト在比米軍基地の共同使用案を検討中——『日本経済新聞』。立法・行政合同基地問題委が。クラーク米空軍基地の場合、(1)比軍が半年から1年以内に同基地に移転、(2)マニラの国際空港を同基地に移転、等。

28日 トマルコス前大統領、ハワイで死去——心不全のためマニラ時間午後6時40分に。72歳。大統領、同日夜、哀悼の意を表す特別声明を発表。しかし遺体の帰国は認めず。29日、政府は覚書命令(MO)259号で全官庁の半旗掲揚を指示(10月1日まで)。

10月

1日 ト上院多数派、基地協定批准前の国民投票に反対——上院与党議員総会で20議員が意見一致。

2日 トマルコスの遺体帰国で追族が再審請求申し立て——マルコス一族の弁護団のトレントノ元外相、メンドーザ元法相、イニゲス元国民議會議長が最高裁に。4日マルコス派の再審提訴に対抗し、ラモス国防長官がマルコス派と極右グループによるアキノ大統領暗殺計画を暴露。27日最高裁、再審請求を却下。

ト銀行間コールレートが平均54%に急上昇、一時は64%まで——経済政策覚書(MEP)による最初の目標数字の対象期間は9月25日～10月5日で、ベース・マネー上限の687億ペソは達成した。金融界筋が挙げる原因：(1)預金準備率の一本化の導入で、長期預金準備率が5日から17%(現行13%)になり、30億ペソが中銀に戻るため、(2)中銀が政府債券を売戻しコール市場から14億ペソを年利30～35%で調達したため、(3)商銀の多くが前週に財務証券を買過ぎ、資金繰りが苦しくなった。商銀の手持ちドル売却で中銀は今週すでに1億850万ペソを購入、(4)通貨当局が適切に対応できず、中銀の高利借入を促した。以上の結果、 $1\text{ペソ} = 21.93\text{ペソ}$ とペソ高傾向である。

ト共産党幹部ら6人サンファンで逮捕——Wilma Austria Tiamson 中央委員等が隠れ家に潜伏中を。夫のBenito Tiamson(フィリピン共産党委員長)は逃走。

6日 ト国防長官、米軍基地の段階的撤去を提案——同日付けMC紙。2月8日付け大統領宛政策提言を再度確認する形で協定の5～10年延長を提案。ラモス長官の持論は撤去完了は独立宣言100年記念の1998年が最適。

ト大統領、政府買い上げ米価引上げを発表——10月1日から1kg当り4.50ペソ(現行3.50ペソ)。

トサンチャゴ農地改革長官、辞表を提出——エンリレ、オスメニーナ両上院議員による同長官夫に対する汚職容疑攻撃と任命委承認の遅れとに抗議して。大統領は慰留の態度。18日任命委、同長官の任命を不承認。21日大統領、同長官を再任。

7日 ト最高裁、比弁護士協会会長の選挙に無効判決——選挙は6月3日。過大な選挙費用、選挙違反が理由。Violeta C. Drilon 会長(労組夫人)の当選は無効に。

9日 トエルシャド・バングラデシュ大統領が来訪——(～12日)。10日、大統領と会談。両政府、1990年通商議定書に調印。

トマニラでMAI援助国第1回協議開催——(～10日)。21援助供与国、6国際金融機関が参加。援助吸収能力をめぐる論議が中心であった。

トQ・ドロマル PCGG委員が辞任——大統領が辞表

を受理。不正行為汚職慣行禁止法違反容疑で公特裁により1年前から休職扱い中のもの。後任にMaximo Macaran 元最高裁事務局長を任命。

11日 ト債務救済策の最終案が明らかに——銀行団側は、(1)(i)総額10億ペソ前後の新規融資(比政府が期間15年の債券を発行し銀行が購入、金利はLiborプラス0.8125%)、(ii)13億ペソを上限とする比政府による割引価格での買い戻し(50%引き)、のいずれかに応ずる。(2)既存の中長期債権に対しても新規融資と同金利を適用。なお債権売却を選ぶ銀行は11月10日から90年1月3日までに売却を完了し、その後残った銀行が新規融資を実施。17日付けMC紙：ハイメ財務長官は、IMF、世銀、日本輸銀による16億ペソの債務削減計画用資金の払出しはIMF目標達成が条件、と言明。

13日 トA・リム・マニラ西部地区警察署長、少将に昇格——大統領が発表。統合國家警察(INP)次長(作戦担当)を兼任。17日就任式。

トハワイでマルコス前大統領の葬儀、15日同地埋葬。

14日 トルイシタ農園の農民投票は株式共有方式支持——(1)製糖工場、付設ゴルフ場を除く純農地4916haを全農民に分割譲渡、(2)純農地の地価相当分の全株式の3分の1を農民に無償で提供、の二者択一を問うもの。投票率84%、(1)が5100余票、(2)が130余票で株式共有方式が圧倒的多数で支持される。しかしこれには、「農民の協同組合による集団所有」の選択は含まれておらず、一部農民はボイコットを呼びかけた。11月21日、大統領農地改革委員会(PARC)が投票結果を承認。

15日 ト大統領、米軍基地存続に前向き発言——米ABCニュースとの単独会見で、「私が対米交渉に同意した事実は新協定の可能性を示している」と言明。また「新協定の調印後は、上院に批准案を提出する前に国民投票にかけることになろう」と語る。

16日 トギンゴーナ院内総務、日本に援助見直し要求——MC紙。記者会見で数字を挙げて非難。(1)1982～89年の海外経済協力基金(OECF)借款の成約総額16億ペソの60%が日本からの機器・材料・設備調達であった、また地域的にはルソン地方が64%、ビサヤ地方が24%、ミンダナオ地方が12%とルソン地方に集中していた、(2)1971～81年のOECF借款の契約52件、総額8億2100万ペソの70%が日本からの調達であった、(3)日本人コンサルタントに法外な高額給与を支払っている。

17日 トモンソド、行政・立法合同債務委員から解任——NEDA新長官が任命され新旧交替に。18日モンソド、同委員は職務上の任命ではないはずと主張。

ト農地改革農地の1989年末目標20万ha取得は可能——サンチャゴ長官が楽観的見通しを発表。

18日 トPCGG、放送局 RPN 9 の差押えに反対——17日に APT が、同局は PNB に債務 5 億 2500 万ペソを不払いにつき差押えると発表したことに対して、今後悪意の第三者が同局を取得する可能性があるとして。23日 APT、解決の可能性ありとして差押え先送りを決定。

トPCGG、Cocofed 高官などを刑事告発すると発表——先に最高裁が同基金の融資した資産、機関、企業の政府による差押えを支持をしたことを受け。ココナツ課徴金基金 97 億ペソに関わる背任行為、詐欺罪で、ダンディン・コファンコ、エンリレ、M・ロブレガド下院議員、R・デラクエスタ下院議員を含む。

20日 ト上院、内務省法案を可決——SB 463 号。マセダ議員が主提案者、ピメンテル、サギサグ両議員が共同提案者に。同案では、(1)現行の自治省、国家警察委員会(NAPOLCOM)、警察軍、統合国家警察は廃止、(2)新設の内務省の下に地方自治局、国家警察委員会、フィリピン国家警察(PNP)、沿岸警備隊を置く、(3)警察軍、統合国家警察の将校、下士官は同法発効から 12 カ月以内に 2 階級特進で退任する。また警察軍の將軍は國軍の他の部隊に配属する。國軍に残ることを選択した警察軍將軍は新たに法律で設置予定の憲兵隊司令部(MPC)に配属の予定。22日ラモス国防長官、SB 463 号は警察軍将校を差別したと非難。

ト下院、基地協定国民投票法を可決——HB 15113 号。新協定調印後 60 日以内に、かつ上院に批准案が提出される前の国民投票実施を内容とするもの。

ト世論調査の結果は平等達成努力の必要性を示す——大統領、アテネオ・デ・マニラ大学が 8 月に実施した世論調査の結果、アキノ政権の支持率が 58% と過去 4 年間で最低となったことにつき言明。

トアキノ、選挙不出馬を繰り返す——同日付け Los Angeles Times 紙の会見記事で。

21日 トマングラプス外相、極秘に台湾訪問——(~23 日)。中華民国の連戦外交部長と会談。30 日在比中国大使館、比台のいかなる公式接触にも反対と強く抗議。

23日 トコルディリエーラ自治基本法が成立——成立後 60~120 日以内に住民投票で賛否を問い合わせ、反対の州・市は除外される。

トモンタニョ、内務省法で警察軍は動揺と注意喚起——警察軍上級将校 400 人(うち將軍 23 人)は、ホナサンのクーデター計画に引き込まれる可能性がある、と言明。J・アルクアス国家電気通信委員長は、政府が國軍の分裂を阻止できなければ、政権は 3 カ月以内に転覆されようとの職権外の発言。11月14日、大統領、運輸通信長官にアルクアスの解任を命令。

24日 ト北イロコスからマルコス 忠誠派のデモが出发——マルコスの遺体帰国を要求し、マニラに向けて「公正を要求する国民行進」。指揮者はアバディーリヤ北イロコス州副知事。11月 3 日ケソン市到着。

トスピクミ軍基地の建築物、施設を比政府に移管——資産価値は 24 億ペソ。米大使が比法相に目録手渡し。
25日 ト農地地目転換の規定不在が工業団地計画に障害——MC 紙報道。包括農地改革法は 50 ha を超える農地の強制売却を規定しているが、地目転換には触れていない。現在工業用地への地目転換を申請中の計画は 3 件：(1)Ayala Land Inc. と三菱・川鉄グループの Ayala-Laguna 工業園区、(2)NDC・丸紅グループの First Cavite 工業団地、(3)NDC と台湾グループのフィリピン科学園区。

26日 ト警察軍下士官兵 3 万 9000 人が座込みスト計画——上級将校の PNP 排除に反対し、今週全国規模で。

ト米軍基地反対の超党派議員、署名運動を開始——エストラーダ、タニヤーダ上院議員、ギレゴ下院議員ら。

27日 ト武装キリスト教徒、イスラム教徒に宣戦布告——MC 紙報道。キリスト教徒革命部隊(CRF)が 10 月 13 日付け声明で、中部ミンダナオ 4 州のイスラム教徒分離主義ゲリラとの武力対決を宣言。同部隊は 9 月 15 日に旗揚げしたと言われ、自治基本法に反対の立場を明示。

トセブの警察軍将兵 500 人が抗議行動——国家警察設置に反対し、黒腕章、握り拳で示威行動。プラカード、横断幕も登場。

ト比で世界最大のホテル着工——タン・ユー・グループがマニラ湾沿いに Asia World Plaza Hotel を建設。

28日 ト参謀総長、警察軍将兵の抗議行動の中止を命令——27 日午後からクラメ基地で兵士が黒腕章着用を開始し、セブ市にも抗議行動が飛火したことで。

ト大統領、住民投票キャンペーンでミンダナオへ——コタバト市で投票ボイコットに警告。午後マニラに戻る。30 日サンボアンガ市訪問、午後マニラに戻る。

トロペス一族の ABS・CBN への権利主張を認める——最高裁判決で、同放送会社のロペス側への返還をめぐりアロヨ前官房長官の仲介による政府と同社の合意文書は有効と。

30日 ト最高裁、バルウェグ 神父の逮捕命令を取下げ——同人が最高裁に出廷し、司法の権威を認めたため。

ト大統領、再度の政府買上げ米価引上げに同意——農民団体と会談。1 kg = 5.0 ペソに。今期乾季米で 20 億ペソの政府補助になり、農地改革基金からの流用を指示。

ト大統領の義兄 Ricardo Baby Lopa, Sr. が死去——米国ダラスの病院で。63 歳。新クロニーとの批判も。

11月

2日 ト西ネグロス州で平和・農地改革委員会発足——政府、民間で構成。平和的手段による農地改革実行が目的。

ト基地交渉の2特別チームが発足——予備会談交渉団はマングラプス外務長官が委員長兼事務局長、ベンソン保健長官が副委員長、F. Gacis 国防次官、L. Caday ロサンゼルス総領事、R. Desuasido 副検事総長の各委員の5人で構成。大統領基地問題委員会はマカライグ官房長官が委員長、ベンソンが副委員長に、他に委員9人で構成。

3日 トマルコス派がマニラで集会——ケソン市中心部で2万5000人の大集会を開催し、ラウレル、エンリレが参加。集会後、数百人が規制を突破してEDSA通りに入り、クラメ基地前で警官隊と衝突。

トバリクバヤン(帰国移民)優遇法が成立——RA 6758号。帰国移民に対する旅行税免除などの優遇措置。

ト米国の対比的借款の返済繰延べ調印——マニラで米大使と財務長官が総額3億6220万^フの10年間リスクの合意書に。5月のパリ・クラブ合意事項に基づくもので14カ国中最初の合意書調印。

4日 トアキノ、加・米訪問に出発——(~13日)。6日カナダのトルドー首相と会談。9日ブッシュ大統領と会談。同日夕の歓迎夕食会で米大統領、対比援助拡大のため長期の安全保障協定が望ましいと発言。今回両国訪問の成果のうち援助関係:(1)カナダの5援助機関、総額1億2740万カナダ^フの援助、借款に調印(8日)。(2)米開発協力局、フィリピン援助計画(PAP)最初の2500万^フ拠出に合意。米議会、PAPの2億^フ融資を承認(11日)。(3)世銀、6億500万^フ融資——(i)公衆保健衛生計画に7000万^フ、アンガット水資源合理化計画に4000万^フ、鉱業投融資計画に6500万^フの計1億7500万^フの借款契約、および(ii)地方町村開発計画に4000万^フ、発電計画に3億9000万^フの計4億3000万^フの仮借款契約、に調印(9日)。(4)ニューヨーク証券取引所で「ファースト・フィリピン・ファンド」(国別投資信託)500万株(6000万^フ)上場(8日)。

ト経済界は米軍基地存続を支持——フィリピン商工会議所(PCCI)のO. Villadolid 会長代行が声明。経済的利益の保護、安全保障の確保、地域の安定化のため。

5日 トLP合同会議、自治基本法の住民投票を支持——住民投票は党派性がないとして、LP 地方委員長、上下両院議員の総会において全会一致で決定。

6日 ト私兵団の増大に政府が懸念——モンターニョ警察軍司令官の国家治安評議会(NPOC)に対する報告で

は、全国に152の武装集団または私兵団が存在し構成員は7000人。政治家、経済人が支援している。うち5000人は高性能銃器で武装している。8日ミトラ、パトロンの政治家の名前を挙げるとモンターニョを非難。

7日 ト89年は17台風により被害総額8億3145万^フ、—農業省、75年以来の最悪の事態となろうと予測。

8日 トPARC、4億7000万^フの流用を承認——食糧庁の米買上げ支持価格補助に。農業長官、買上げ米価は11月1日から12月31日まで1kg=5.0^フ、と言明。

トNPCの豪コンサルタント2人がNPA伏撃で死亡——3人が負傷。北ラナオ州 Baloi 町 Kalaganan 村で。

9日 トラモス国防長官、下院のPNP法案支持を表明——退役軍人記念医療センターでの記者説明で3日付けの大統領宛勧告書を公表。上院の内務省法案に対する国防省、国軍、自治区の一致した批判として、次の4点をあげる。(1)内務省設置により大統領が直接警察を統制できなくなる、(2)内務省設置で新たな資金・人材の投入を要する、(3)沿岸警備隊は海軍の艦船、施設に依拠しており、独自の作戦はできない、(4)憲兵隊司令部新設を法律で規定することは、大統領の最高司令官としての権限を限定する悪例となる。

ト米買上げの補助で政府の赤字は11億4000万^フに——1989年の政府買い上げは35万3000^t。1kgにつき1~9月は2.54^フ、10月は3.30^フ、11~12月は3.91^フの赤字。90年の政府買上げ予定は生産高の9%、87万8000^t、赤字見込みは25億^フに。10日カラゲ予算長官、政府補助は倉庫、精米機械に当てるべきだと非難。

ト陸上輸送は2カ月以内に危機的状況に——政府補助、非課税、輸入自由化の緊急措置が必要と、議会、民間が政府に警告。バス運輸業協会連盟では70年代半ばに1万6000台あったタクシーは6000台以下に減少、81年には5700台あったバスは2000台に減少した、としている。

11日 ト投資委、外国企業の持分40%の規制緩和を発表——アルカンタラ商工次官が記者団に声明：投資委は拡大解釈を採り、上場企業は40%を超えた持分を認め、45%までとする。拡大解釈の対象から外されるのは憲法に規定された不動産、鉱業、銀行業、公益事業等である。

12日 ト小売米価を引き上げるのは精米業者——ビノンドのコメ・ブローカー組合、比コメ・トウモロコシ協会連合(Confed)が表明。先の政府の買上げ価格引上げに乘じ Confed が小売価格を引上げたとの上院の非難に対して。

14日 トマルコスのスイス隠し預金は5億^フだけ——カペラス PCGG 委員長が1カ月のスイス・アメリカ公式訪問の成果を記者団に説明。在ジュネーブのPCGG法律家の一致した推定額は5億^フ以下である。当初の政府推定

額は50億～100億フローレン。

→大手コメ取引業者、小売価格凍結で政府と合意——Confed、農業省、商工省、食糧庁の各代表が調印。普通米は1kg当り8フローレン(現行は10.50フローレン)、上質米は9フローレンに。7月21日の合意の徹底をはかるため。

→J・アルクアス国家電気通信委員長、解任さる——10月23日参照。

→ファースト・フィリピン・ファンドは売れ行き好調——エスピリット・フィリピン国立銀行頭取、売出枠を現行の9300万フローレンから90年に15%増の1億700万フローレンに拡大予定と言明。

15日 →イスラム諸国会議の4カ国会議は投票に反対——ミンダナオの住民投票はトリボリ協定(1976年)に形式、内容ともに違反していると声明。

→PCGG、42億フローレンの資産を回収——同委員会が報告。1986年から89年上半期までに。この間に農地改革計画の資金として15億フローレンを国庫に繰入れたが、89年分の回収目標20億フローレンは達成していない。

16日 →大統領、バシランで平和的な投票を呼びかけ——住民投票前の最終の選挙運動で、4000人の聴衆を前に演説。軍当局には中立的立場を維持するよう要請。

17日 →MNLF、住民投票延期を要求——Abdullah Dugasan 同戦線幹部が、政府に投票延期およびミスアリ同戦線議長との和平会談開始を要求し、政府が投票を強行すれば武力攻勢をかけると警告。

19日 →ミンダナオ・イスラム教徒地区で住民投票実施——13州9市で、同地区の自治基本法の承認をめぐって。26日、選挙委員会が最終集計を発表。投票率は55.3%。自治基本法支持はタウイタウイ、南ラナオ、マギンダナオ、スルーの4州のみで、いずれもイスラム教徒が住民の多数を占める地域。MC紙は、経済的に遅れているだけでなく、通信、運輸が不十分、しかも相互に隣接していない地域であって、自治区として存立しうるか、危惧を表明している。

20日 →住民投票結果に各界が発言——ミトラ下院議長は、自治基本法は改正せずと言明。アキノ大統領は、国民の意思に従うが、ミスワリとの会談は拒否。野党はアキノの辞任、連邦制への移行を要求。

→上院金融小委、軍のCAFGU増強要請を否決——1990年に7万7000人とする案を(現行は6万2000人)。

→コメの買い占め摘発に特別チーム編成さる——小売り米価安定のため。6省庁から構成され、1月1日から活動開始へ。

21日 →ルソン島では90年夏まで電力危機が続く——国営電力会社社長が言明。アンガット・ダムの水位低下で。

22日 →第15回比経済人会議開催——(～24日)。外資誘致のための8項目の投資政策提言を採択。

→イスラム諸国会議、政府とMNLFとの仲介申し出——Hamid al-Gabid 同会議事務局長が、両者に建設的対話を期待してと発表。

25日 →エドワード(ダンディン)・コファンコが帰国記者会見——ダンディンは1986年2月にマルコス一族とともに国外脱出していたもの。帰国日、帰国の方法は不明であるが、23日にミンダナオ経由で入国したとの12月21日付けMC紙報道がある。この日ケソン市の自宅でヘンリー・コファンコ(兄弟)、メンドーサ元検事総長(弁護士)などの立ち会いのもとに帰国声明を発表：自分は政府等の資産を盗んだり違法に取得していない。根拠のない罪名は払拭できることを確信している。27日マ外相、ダンディン帰国の責任をとり辞任を申し出。アキノ大統領は慰留、事態の調査を指示。28日付けMB紙：ダンディンの旅券は、マ外相が香港に滞在中の10月26日に、ロサンゼルス総領事館で発行された。マルコス一族とクロニーの出国禁止を解除した8月18日付けPCGG書簡に外務省末端がしたがった。

27日 →ティーハンキー元最高裁長官、ニューヨークで死去——定年退官後に国連大使を勤めた。71歳。

→PCGG、ダンディンを刑事罰で公特裁に告訴——マルコスのダメーとして Bulletin Today Publishing Corp. と Liwayway Publishing Inc. の株式を取得した容疑で。PCGG、保釈金10万フローレンを勧告。28日チャベス検事総長、ダンディンの資産は比国内だけで300億～340億フローレンに達すると言明。29日大統領、検事総長にダンディンに対するすべての刑事告訴に自ら当たるよう命令。29日外務省内に調査委員会を発足。30日BW紙、PCGGが差押えたダンディンの支配する243社名を公表。

→国家警察法の成立遅れる——MC紙報道。同法案の一本化作業のための下院の代表議員が未定のため、クリスマスの議会休会までには間に合わない。

29日 →エネルギー統制委、石油製品値上げを承認——同日夜から発効。暫定的に9品目を1リットル当り平均94.5フローレン値上げ。30日労働団体、突如の値上げに反対し12月4日に全国ストを計画。12月3日、クーデター事件の騒ぎのためストは中止に。

→タガイタイの空軍通信基地襲撃さる——午後10時、(マニラ時間、以下同じ)陸軍レンジャー部隊13人が無線ケーブルを切断。

30日 →クーデター計画が発覚、全軍が非常警戒体制に——午後10時45分、参謀総長が緊急記者会見して発表。

12月

1日 ト国軍反乱将兵が空軍施設などを襲撃、占拠——(午前0時~2時)国軍将兵約1500人がビリヤモール基地、ニノイ・アキノ国際空港、国営・民営テレビ局など主要拠点を占拠。(4時24分)大統領、テレビで「政府軍は事態を完全に掌握」と声明。(6時15分)米政府、「政権が転覆すれば対比援助は停止」とアキノ政権支持の声明。(6時20分)反乱軍の戦闘機(T-28)3機が大統領府を爆撃、機銃掃射。(10時15分~45分)反乱軍のヘリ、クラメ、アギナルド両基地を爆撃、クラメ基地司令部が炎上。(10時45分)米政府筋、「事態を深刻に受けとめている」と言明。(11時)アキノ大統領、プラット駐比米大使に電話で、反乱軍の支配する2空軍基地の上空警戒のため米軍機の出動を要請。(午後1時32分)米軍戦闘機F4ファントム2機が大統領府防衛と政府軍の地上作戦支援任務に出動。(5時)参謀総長、「政府軍がサングレー基地奪回」と発表。(9時30分)政府軍、国営テレビ局奪回。

ト米政府、在比米軍の出動をソ連政府に通告——2日付け*Washington Post*紙の報道。午後2時30分に電報でゴルバチョフ議長宛てに。

2日 ト反乱軍がマカチ地区のビルに侵入し、銃撃戦に——陸軍スカウト・レンジャーの約500人が。

トエンリレ上院議員、大統領弾劾決議を提案と言明——反乱事件で米軍の支援を要請したのは憲法違反として。検事総長、大統領の行動は憲法の範囲内と反論。

ト大統領、反乱計画者、参加者、支持者の厳罰を言明——反乱に参加した上級将校15人の氏名を公表。

3日 ト国防長官、反乱軍を鎮圧と発表——午後2時アギナルド基地周辺の反乱軍将兵約400人が投降。同深夜、陸軍第7師団の将兵約1000人が武装解除せずヌエバ・エシハ州マグサイサイ基地にトラックで帰營。

トアキノ・ガルマン事件の被告18人が逃亡——空軍司令官がMC紙に、1日の反乱軍のビリヤモール基地攻撃中に拘置中の同基地から逃亡と語る。3日、同事件被告のモヒカ曹長が「肝臓ガン」で死亡。

トラウレル副大統領、アキノの辞任を要求——ロンドン(1日は同地滞在)からの帰国途中に香港で記者団に表明。

トシンボ機関、反乱軍将兵に投降を呼びかけ。

トソニー、音響機器工場建設を無期延期に——『日本経済新聞』。ラグナ州カナルーバン地区に建設予定を。

4日 トニノイ・アキノ国際空港が再開——1日以来閉鎖されていたもの。

5日 トNPが政府の米軍支援要請を非難——6日、比米基地協定廃止を求める政策転換方針を発表。

ト軍当局が反乱参加の将校34人の氏名を公表——うち27人が比士官学校卒業者。

ト大統領、首都圏での主要9品目の価格統制を指示——EO 383号で小売米価など。有効期間は12月6~31日。飼料用トウモロコシ10万㌧、コメ5万㌧(輸入備蓄米20万㌧の一部)の輸入も承認。14日商工長官、小売業者61人を同EO違反で逮捕と言明。

6日 ト早朝、7日午前0時までの停戦が成立——投降交渉開始さる。午前中にホテルから旅行者878人が退去。

ト大統領、全土に非常事態を宣言——午後4時30分。布告503号。13日同布告の実施指針をEO 384号で布告。

ト反乱容疑で兵士15人を逮捕——5、6の両日で。投降した反乱兵士が1人3万㌦で雇われたと証言。

7日 トマカチ地区の反乱軍将兵約400人が投降——午前7時、投降交渉が成立。反乱は事実上終結。

ト反乱事件調査(ダビデ)委員会が発足——委員長はヒラリオ・ダビデ(選挙委員長)、委員はリカルド・ロムロ(マカチ・ビジネス・クラブ会長)、デルフィン・ラザロ(ベンゲット社社長)、カロリナ・エルナンデス(政治学者)の3人。

ト下院、家賃統制法案を上程——12月31日に失効する現行法(BP 877号)を1992年12月31日まで延長。年間家賃値上げ上限は20%に。24日、両院で法案統一に。

8日 ト軍当局は反乱将兵の軍事裁判での審理を提言——フロイレンド国軍涉外局長が。司法長官は普通裁判を主張。

ト「ラウレル、エンリレ、ダンディンが反乱に関与」——大統領が3人に国民への釈明を要求。EDSA通りの「平和女神像」完成記念式の10万人の群衆の前で演説。

トブッシュ米大統領、アキノ政権支持を再表明——側近高官がアキノの政治的存続に疑惑を示したのに応えて。

9日 トセブの反乱軍も投降——午後2時、マクタン空軍基地を占拠中の反乱軍との投降交渉が合意に達する。投降反乱軍将兵は約400人。今回反乱事件は全面終息。

ト反乱計画の第2段階はミンダナオ独立——サントス自治長官が、逮捕した反乱軍大佐の所持した文書から判明したと言明。

10日 ト大統領、ラウレルの地元バタンガス市に——反乱事件で死亡した政府軍のD. Atienza少佐の家族を弔問。

11日 ト反乱事件の損失は274億㌦——BW紙調査。

ト再開の証券取引所で暴落——11月29日に比ペマニラ証券取引所で8.0%，マカチ同で9.2%の値下がり。13日までの3日間に両取引所平均では20%値下がり。

ト反乱参加者に総額5000万㌦の報酬か——ピアソン首都圏防衛軍司令官が明らかにした。事件の黒幕とみられ

る財界人から反乱側の將軍の1人に2500万ペソ、將校40人に220万ペソ、兵士2000人に3カ月分給与とボーナス1カ月分、2000万ペソが支払われた。

トスカウト・レンジャー部隊解体を提案——カカナンド陸軍司令官が、軍内のエリート主義の排除を目的に。

12日 ト日本外務省、比への渡航自粛を解除——米政府は11日に解除。

ト農地改革省、地目転換を規定する省令を布告——修正1988年省令15号。賃借契約のない非農業地域は市・町の土地使用計画の枠内で地目転換可能。

13日 ト比債務証券が46%に下落——BW紙報道：反乱事件前の1%当たり48~49%が。

トPNBが東京・ロンドンの上場先送りを決定——MC紙報道。ファースト・フィリピン・ファンドの上場開始時点を90年第1四半期から第2四半期に。反乱事件直後のニューヨーク証券取引所での価格は1株13.75ペソと堅調。

ト台湾投資家は、一時的に様子持ちの状態——在比台灣商工会議所の陳会頭が表明。

ト反乱事件の身柄拘置者は1665人、死者は98人——国防長官が記者説明で発表。將校163人、兵士1422人、拘置中の者80人。また死者は98人(民間人49人、軍人48人、警察官1人)、負傷者516人(それぞれ187人、309人、20人)と発表。

ト大統領、公共バス、自動車部品の輸入緩和を承認。

トペソ為替レートは5%安——年初の1ペソ=21.334ペソが22.40~22.50ペソに。

ト閣議、反乱兵士は軍事裁判に付すと決定——普通裁判では保釈金で自由になる恐れがありと。14日司法長官、反乱支援の民間人は普通裁判で審理と言明。

14日 ト「カラカラン20」法が成立——RA 6810号、別名「地方バランガイ経営企業憲章」(CBBE)。被雇用者20人、資産50万ペソ以下の事業所は非課税に。

トフィリピン大学経済学部教官が経済改革案を提言——(1)直ちに着手すべき改革、(2)法制化・行政再編による改革、(3)長期的な構造改革、に分けて提示。

ト次のクーデターでは国軍部隊の30%が積極的に参加——カニエソ国家情報調整庁長官(NICA)が上院情報監理小委員会で証言。

15日 ト国防長官、大統領に死刑存続を要請——12日付け大統領宛文書で、今回反乱事件には適用せず、反乱の強力な抑止策として死刑の必要性を述べる。

ト大統領に海部首相親書——日比友好議員連盟会長代理の山口敏夫元労相が手渡し。同政権への支持を約束。

トミンダナオでクーデター警戒態勢に——政府転覆の第2段階実行を阻止するため、サンボアンガ市から戦闘

経験のある海兵隊1個大隊をダバオ市に空輸。

ト比工商会議所が政府に経済改革の意見書を提出——5項目の行動計画を提言。

ト故マルコスに民事責任——米地方判事が1500万ペソの支払い命令。1981年6月に在米の反マルコスの活動家S. Domingo, G. Viernesの2人が比情報部員に射殺された事件の監督責任で。

トPCGG、130万スイス・フランを回収と発表——1854万ペソ相当。スイスからの初めての回収でマルコスおよびベネディクトの隠し資産の一部。PCGGは資産回収の突破口に期待。

17日 トA・ディマポロ下院議員が辞意を表明——ミンダナオ・イスラム教徒自治地域知事に立候補を予定。

18日 ト農業省、ムロ網漁法の禁止を通達——BW紙。

ト上院国防委、國軍職務昇級法案を可決——SB 911号。オスメニーヤ議員が提案。4軍司令官職は中将(現行は少将)に昇格。5方面統合司令官職は少将(同准将)に、大統領警備隊(PSG)司令官職は准将(同大佐)に。

ト政府、アジア開銀と反乱事件後初の対比援助に調印——ハイメ財務長官が同行垂水総裁と。総額3億2200万ペソでMAIの一部。内訳は、電力整備計画1億6000万ペソ、水道供給計画1億3000万ペソ、山岳地帯低所得者層の生活向上計画3200万ペソ。

ト警察軍・統合國家警察の將校36人を表彰——反乱事件に際し英雄的活躍をしたとして。

19日 トダビデ委員会、聴聞を開始——L・デラペニヤ証人(国家電気通信委員長)は、反乱軍がラジオ電波を使用したと語る。

20日 ト非常大権法が成立——RA 6826号。即日発効。上院の同法案(SB 1388号)可決は11日。下院の可決(HB 27675号)は14日。両院協議会で両法案を一本化。15日新民族主義者同盟(BAYAN)が、同法案は戒厳令布告に向けて事前の心理的効果を計算したものと非難。19日各院で採択。

トNEDAが反乱事件後の対策5項目を承認——(1)各省府間活動の調整、(2)EDSAの経験に学び輸送、低家賃住宅など民衆重視の政策、(3)不正摘発、裁判の迅速化などで価値と管理の新志向を実現、(4)農工業のバランスある発展(地方農工開発計画[CAID]の発足)、(5)政府サービスの向上。

ト非常事態宣言の世論調査結果公表さる——MB紙。比情報部(PIA)が実施、回答者は全国の3211人。布告503号支持は64%、不支持は16%、未定10%、未回答10%。関心ありは84%、無関心は6%。同布告を認める理由:経済再建・物価統制が27%、安全保障が22%、政府計画目標達成が16%等。

▶政府・民間が合同タスク・フォース設置で合意——反政府勢力の宣伝に対抗したキャンペーンを張るため。

▶任命委、サンチャゴの農地改革長官任命を再度不承認。

▶軍当局、反乱参加将兵約170人の氏名の一部公表——将軍5人を含む。

21日 ▶ソ連と合弁製靴工場建設で合意——MB紙。モスクワ靴試験工場と地元の製靴組合とで総額2000万㌦のプロジェクト。年間45万足を生産しソ連に輸出。

▶大統領が非常大権を初行使——MO 270号。商工長官にセメントの適正配分権限を付与、60%を中小企業に。

22日 ▶A・リム少将、国家検査局長官に就任——PC・INP作戦副部長兼マニラ西部警察署長を退任し。

▶イメリダ夫人が帰国の条件を提示——検事総長が声明：彼女が12月9日～12日に米連邦検察当局、在カリフォルニアの比政府検察当局と条件を提示し交渉したとのニューヨークからの報告を確認した。彼女は3月13日に詐欺横領罪でニューヨーク連裁に出廷が予定されている。彼女の選択のひとつは、罪を認め6～15億㌦を返還することである。

▶大統領、クリスマス・年末の96時間停戦を宣言——24日午前1時から26日午前1時まで、31日午前1時から1月2日午前1時まで。同時に全軍に警戒強化を命令。

▶議会、総額2328億㌦の1990年予算案を可決——26日政府は、同予算案がバターン原発借款返済を禁止しており、国際機関への責務も検討の要ありと危惧表明。

▶大統領、上院の国軍反乱裁判法案に拒否権を行使——SB 748号。国軍将兵を含む反乱参加者の裁判は普通裁判に戻し、文民統制の強化をはかる趣旨の法案。一方ダビデ委員会への罰則つき召喚状発行権付与を認めた反乱事件調査大統領委員会法案 SB 1391号は上院で可決。

23日 ▶ダンディンが自分と家族の旅券無効措置に抗議——弁護士を通じて人権侵害であると。19日マングラブス外相を委員長とする調査委がダンディンへの旅券発効は間違いと結論し、旅券は無効になっていた。

25日 ▶共産党幹部のW.A. Tiamsonが逃亡——10月2日に逮捕されクラメ基地の拘置所に拘置中。

26日 ▶民営化委、Philsecoの売却を承認——比造船工業公社の民営化で資産民営化トラストが発表。まず政府融資の「債務の株式化」を経て株式を売却。

▶2人の退役将軍を反乱参加容疑で調査中——司法長官が声明：ブラウナー、エチエベリアの元准将で、証拠

が固まり次第、普通裁判にかける。

27日 ▶大統領、物価統制延長を指示——1月31日まで。

▶ダビデ委員会で4将校の証言は得られず——R・ゴホ中佐、C・デラ・ペニャ少佐、F・ブラウナー少佐は同委に出席せず。コメンダトル准将（マクトン空軍基地占拠）は出席したが証言を拒否。

▶ダビデ委員会の権限強化法案などは特別議会で審議——議会関係者が1月3日からの開催で合意。

28日 ▶国家検査局がエンリレ議員を反乱罪で告発——ベラスコ元エネルギー相、ホナサンなど計5人も。リムNBI新長官のオルドネス司法長官宛て報告書では、12月1日にホナサン元中佐等反乱將兵約100人がエンリレの自宅にいた、とのホテル従業員3人の証言がある。リサール検査当局は1月10日に予備審問を予定と発表。

▶モンソド NEDA元長官がダビデ委員に就任。

▶債務買戻し資金5億6660万㌦を調達——レオン財務次官が発表。買戻し債務13億3700万㌦の50%6億6840万㌦の原資として、IMFの2億1460万㌦（債務削減融資1億2200万㌦）、拡大信用供与第2回払出し9200万㌦）、世銀の債務買戻し融資1億5000万㌦、日本輸銀の同協調融資1億700万㌦、米政府の経済支援基金（ESF）9500万㌦、計5億6600万㌦が調達された。不足分は各種の新規融資2億8550万㌦から流用された。すなわち、海外経済協力基金の世銀金融セクター融資との協調融資1億3880万㌦、世銀の経済復興融資3億㌦の第3回払出し9670万㌦、日本輸銀の経済復興融資5000万㌦である。

29日 ▶89年投資委員会承認は705億㌦——アルカンタラ商工次官が発表。プロジェクト・ベース、前年比128%増。

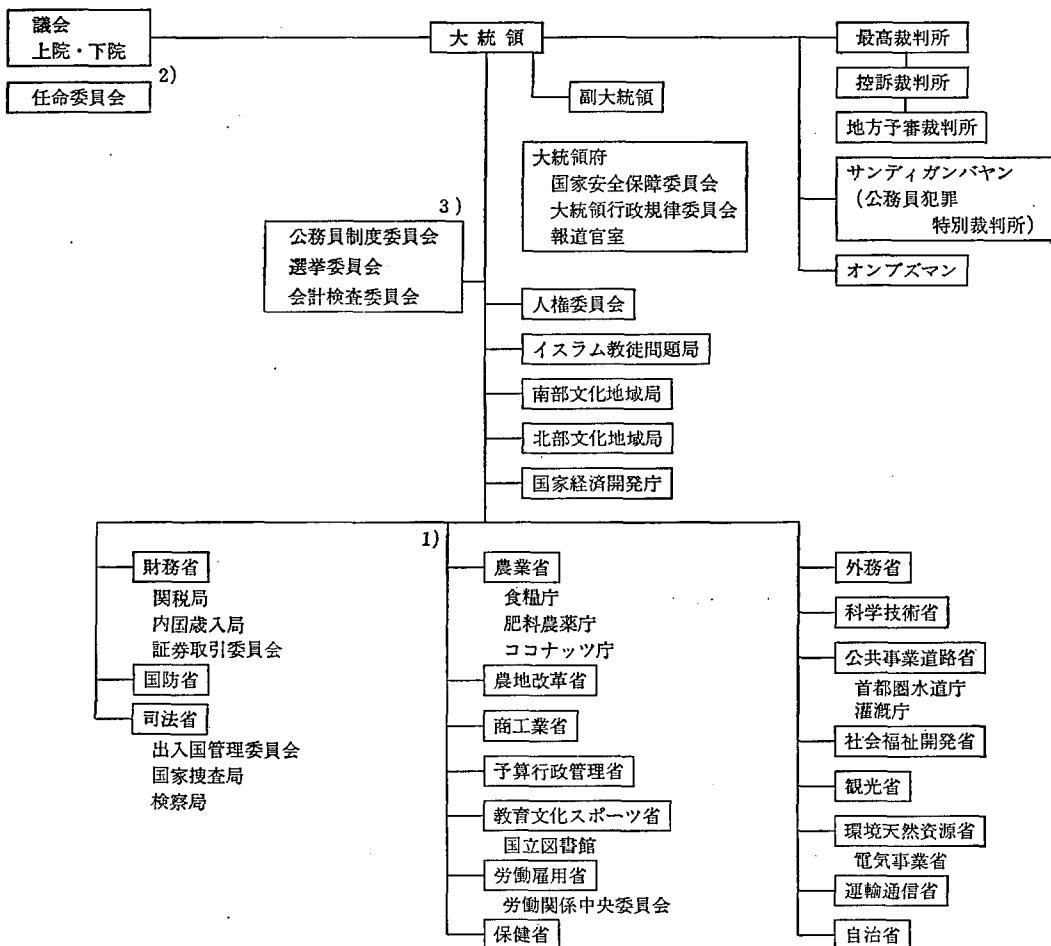
30日 ▶カトリック教団が教書を発表——クーデターによる政権転覆に対する民衆の抵抗を呼びかけ、1月1日の世界平和祈禱日に読み上げ。

▶拘置者の面会は31日から48時間禁止——参謀総長が安全保障上、反乱将校、共産ゲリラに適用と発表。

31日 ▶アキノ政権、最大の内閣改造——新入閣7人、横すべり2人。留任11人。新設閣僚ポストは大統領行政調整官3人、大統領特別顧問（国家安全保障担当）、大統領スポーツマン兼首席法律顧問。中銀総裁も更迭。1月2日宣誓式。ほかに中銀総裁は同月20日付け発令。（「参考資料」参照）

- | | |
|---------|---------------------------|
| 1 国家機構図 | 4 12・1国軍反乱事件後の各界の提言と非常大権法 |
| 2 主要人名簿 | 5 アキノ政権の農地改革計画と実績 |
| 3 国軍機構図 | |

1 国家機構図 (1989年12月現在)



(注) 1) 各省には主要外局のみ記す。
 2) 委員長は上院議長、上下両院各12人の議員から構成される。
 3) 憲法の規定による委員会。

2 主要人名簿

(1990年1月20日現在)

閣僚名簿

大統領 Corazon C. Aquino
 副大統領 Salvador H. Laurel
 外務長官 Raul S. Manglapus
 財務長官 Jesus P. Estanislao
 自治長官 Luis T. Santos
 国防長官 Fidel V. Ramos
 司法長官 Franklin M. Drilon
 農業長官 Senen C. Bacani
 商工業長官 Jose S. Concepcion, Jr.
 農地改革長官 Florencio B. Abad
 予算行政管理長官 Guillermo N. Carague
 教育文化スポーツ長官 Isidro D. Cariño
 保健長官 Alfredo R. A. Bengzon
 労働雇用長官 Ruben D. Torres
 科学技術長官 Ceferino Follosco
 公共事業道路長官 Fiorello R. Estuar
 社会福祉開発長官 Mita Pardo de Tavera
 観光長官 Peter D. Garrucho, Jr.
 環境天然資源長官 Fulgencio S. Factoran, Jr.
 運輸通信長官 Oscar M. Orbos
 社会経済計画長官 Cayetano Paderanga, Jr.
 (国家経済開発庁長官)
 官房長官 Catalino Macaraig, Jr.

〔補佐機関〕(閣僚待遇)

大統領行政規律委員長 Mateo Armando T. Caparas
 大統領行政調整官
 首席調整官(政務、安全保障担当)
 Catalino Macaraig, Jr. (兼任)
 調整官(経済、財政担当) Vicente R. Jayme
 調整官(資源、公共福祉担当) Jose P. de Jesus
 大統領スポーツマン兼首席法律顧問 Adolfo Azucuna
 内閣書記官長 Aniceso Sobrepeña
 大統領管理補佐官長 Elfren Cruz
 大統領軍事顧問兼国家情報調整局長官
 Mariano Adalem
 国家安全保障会議事務局長 Rafael M. Ileto
 報道官 Tomas Gomez III

主要官公庁関係

人権委員長(代行) Mary Concepcion Bautista
 出入国管理委員長(代行) Bienvenido P. Alano, Jr.
 関税局長 Salvador M. Mizon
 内国歳入局長 Jose U. Ong

駐米大使 Emmanuel N. Pelaez

駐日大使 Ramon V. del Rosario

〔憲法の規定による委員会〕

公務員制度委員長 Patricia A. Sto. Tomas

選挙委員長代行 Haydee D. Yorac

会計検査委員長 Eufemio C. Domingo

〔政府企業〕

中央銀行総裁 Jose L. Cuisa

比開発銀行会長 Roberto F. de Ocampo

比国立銀行頭取 Edgardo B. Espiritu

司法機関

最高裁判所長官 Marcelo B. Fernan

検事総長 Francisco I. Chavez

公務員犯罪特別裁判所(Sandiganbayan)裁判長

Francis E. Garchitorena

オシブズマン Conrado M. Vasquez

議会役員

上院議長 Jovito R. Salonga

副議長 Sotero H. Laurel

与党院内総務 Teofisto T. Guingona, Jr.

野党院内総務 Juan Ponce Enrile

下院議長 Ramon V. Mitra, Jr.

副議長 Antonio V. Cuenco

与党院内総務 Francisco S. Sumulong, Sr.

野党院内総務 Rodolfo B. Albano

国軍司令官

参謀総長 Renato de Villa (大将)

副参謀長 Emerson C. Tangan (少将)

参謀次長 Rodolfo G. Biazon (准将)

陸軍司令官 Manuel L. Cacanando (准将)

海軍司令官 Carlito Y. Cunanan (少将)

海兵隊司令官 Eduardo Cabanlig (准将)

空軍司令官 Jose L. de Leon, Jr. (准将)

警察軍司令官 Raman E. Montaño (少将)

警察軍首都圏司令部(CAPCOM)司令官

Alexander Aguirre (准将)

〔方面統合司令部(AUC)〕

北部ルソン方面軍司令官 Orlando Q. Antonio (准将)

南部ルソン方面軍司令官 Alejandro A. Galido (准将)

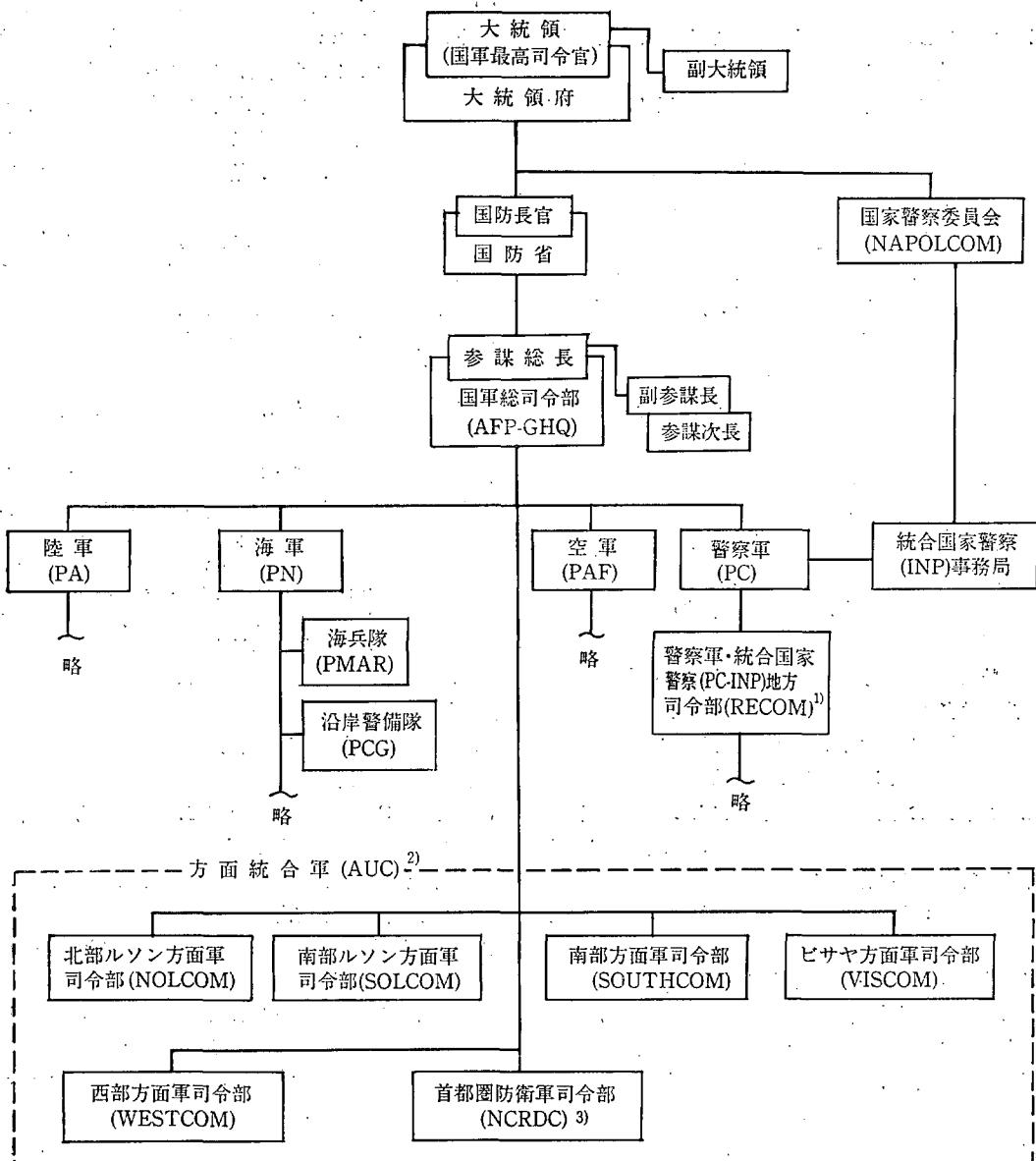
ビサヤ方面軍司官(Viscom) Renato Palma (准将)

西部方面軍司令官 Napoleon M. Angeles (准将)

南部方面軍司令官 Guillermo Flores (准将)

首都圏防衛軍司令部司令官 Rodolfo G. Biazon (准将)

③ 国軍機構図 (1989年3月現在)



(注) 1) 89年4月からコルディリエーラ地域に RECOM 14 が発足。

2) AUC は四軍混成。

3) NCRDC は有事に編成される部隊で、平時は司令部本部のみ。

4 12・1 国軍将兵反乱事件後の各界の提言と非常大権法

1. フィリピン商工会議所提案の行動計画 5項目*要旨(1989年12月15日)

- (1) 非常事態宣言は事態が正常化次第、速やかに解除する
 - 3カ月経過後にその必要性を点検する
- (2) 反乱分子を扱う特別裁判所を設置する
 - 実効ある起訴と迅速な判決
 - 不正行為、汚職対策の原因であるレッド・テープを少なくするため「高速レーン」を設置する
- (3) 政府組織の構造改革
 - 関僚任命、議会委員会リーダーの任命方法の変更
 - 議会任命委員会の役割を再検討し、政府の監査官として革新的、刷新的に
- (4) 経済計画の履行促進
 - 事業、投資環境の整備の促進
 - 市場原理を働かすための規制緩和
 - 民営化、債務の株式化の促進
 - 中小工業振興法(「カラカラーン20」法)
 - 既存資源の即時利用
 - 輸出産業に対する一定期間の利率引き下げ
- (5) 公共投資による「呼び水政策」の導入
 - 1990年上半年にインフラ投資を前倒しして

* 全文6ページの政府宛の提言書。

2. フィリピン大学経済学部教官による提言*要旨(1989年12月14日)

即時実行されるべき改革

- (1) 輸送危機: 公共交通機関用の車輌部品の輸入自由化。
- (2) エネルギー需要への対処: 国営電力会社(NPC)の経営陣とエネルギー事項決定ラインの全面的刷新を条件に NPC の従前の借入金返済の政府肩代わり。
- (3) 人事更迭: 利害関係をもつか、業績の不十分な者は更迭(例えば中銀、商工省、運輸省、社会福祉省)。
- (4) 経済政策の策定、実行: NEDA の権限と責任の強化(経済関係省庁間の調整に任じ、経済関係省庁の長の任命に際し大統領に人事を勧告する権限)。

立法化または行政再編による改革

- (1) 債務問題: 新規かつ常任の交渉団を任命し、債務削減を交渉団の最終目標とする。
- (2) 為替政策: ペソ引下げによる国産品利用と国際競争力強化。しかしインフレ効果を吸収すべく間接税を引下げる(これは累進課税の推進策ともなる)。
- (3) 金融財政政策: 高金利のは正。既存の金融カルテルの撤廃。通貨委員会の構成は NEDA、職務上の委員を

長官だけに限定。地方雇用開発計画(CEDP)はインフレ、財政赤字拡大の原因であり、現状では不適切。

- (4) 工業政策: 投資委員会(BOI)は独立機関としては廃止。投資インセンティブ制度は廃止の方向で再検討。造船、セメント、小麦粉などのカルテル産業への参入制限は撤廃。関税は一律低率に設定。乗用車、トラックの国産化計画にみられる保護を短期間に撤廃する。科学・技術研究、訓練、情報収集、利用に対する工業奨励策。
- (5) 資産、所得の累進課税: 動産、不動産税の引上げ、利子所得税の源泉課税扱い。脱税は税務官僚の裁量ではなく、刑法の全面的適用を図る。
- (6) 農地改革: 農地改革の実施プロセスに国民の参加を具体化する。
- (7) その他の問題: 人口、天然資源と環境、教育の質、技術の立ち遅れ。
- (8) 改革の相互依存性: 以上の諸改革は相互に依存するものであり、実施はつまみ食いであってはならない。

* 原文タイトルは「厳しい決断の時」(A Time for Hard Decisions)で、全文12ページ。フィリピン大学経済学部でのワークショップ(1989年12月6~8、14日)の結論であり、同学部の教官19人が署名。12月15日付けで大統領宛に提出。

3. 非常大権法(法律第6826号、1989年12月20日成立)*要旨

- (1) 買占め、暴利、価格操作、カルテルなどから国民を保護(第3条第1項)
- (2) そのための必需品の割り当て、価格設定、買占め食料などの接收(同条第2項)
- (3) 公共性の強い民営企業の一時的接收、あるいは直接監督下に置く(同条第3項)
- (4) 輸送危機解決に必要な車輌輸入自由化と生産へのインセンティブ付与(同条第4項)
- (5) 貸し出し金利引き下げにより特に地方の生産部門の信用供与を確保(同条第5項)
- (6) 政府、民間部門における勤務時間のフレキシブル制の採用(同条第6項)
- (7) 電力、燃料、エネルギーの分配、使用についての統制(同条第7項)
- (8) 政府、公社の支出を10%削減(同条第8項)
- (9) 違法に所有する武器、火薬の押収令状の発行(同条第9項)
- (10) 軍服、軍装備などの確保(同条第10項)
- (11) 国家政策遂行に必要なその他の措置(同条第11項)
- (12) 本法律の有効期間は1990年6月の通常会期閉会まで。

* 全文9条。

5 アキノ政権の農地改革計画と実績

表1 包括農地改革計画の資本計画

(単位100万ペソ、かっこ内は構成比 %)

	1987~97 計	実績 1987	計 画	
			1988~92	1993~97
支 出				
1. 準 備 事 業	920 (0.4)	42	764	114
2. 農 地 収 用, 分 配 事 業 ¹⁾	80,621 (36.5)	115	16,053	64,453
地 主 補 償 分	77,354 (35.0)	83	14,932	62,339
そ の 他	3,267 (1.5)	32	1,121	2,114
3. 支 援 事 業	139,548 (63.1)	96	54,411	85,011
受 益 農 民 の 支 援	98,641 (44.6)	41	39,270	59,330
普 及 活 動	15,081 (6.8)		5,112	9,969
農 業 金 融 ²⁾	57,562 (26.0)	41	24,557	32,964
イ ン フ ラ 建 設	25,998 (11.8)		9,601	16,397
実 施 機 関 の 支 援	40,907 (18.5)	55	15,171	25,681
実 施 体 制 強 化	39,043 (17.7)	55	13,468	25,424
研 究 関 発	409 (0.2)		252	157
デ タ ベ ー ス 管 理	1,455 (0.6)		1,455	
計	221,089 (100.0)	253	71,258	149,578
収 入				
1. 民 営 化 に よ る 収 益	50,100 (95.3)	2,100	38,000	10,000
PCCG ³⁾ に よ る 資 産 売 却	28,250 (53.7)	250	18,000	10,000
APT ⁴⁾ に よ る 資 産 売 却	21,850 (41.6)	1,850	20,000	
2. 外 国 か ら の 援 助	2,480 (4.7)		2,480	
オ ラ ン ダ ⁵⁾	214 (0.4)		214	
U S A I D	1,068 (2.0)		1,068	
F A O	130 (0.2)		130	
イ タ リ ア	1,068 (2.1)		1,068	
計	52,580 (100.0)	2,100	40,480	10,000
過 不 足	-168,509	1,847	-30,778	-139,578

(注) 1) 土地代年賦返済額27億7000万ペソを除く純額。 2) 返済分114億1000万ペソを除く純額。 3) 大統領行政規律委員会。

4) 資産民営化トラスト。 5) 肥料援助。

(出所) Presidential Agrarian Reform Council (PARC), *The Comprehensive Agrarian Reform of the Philippines: Implementing Program and Budget (1988-1997)*, Vol. II, 1989.

表2 自主的農地売却申請(VOS) 実績

(1988年12月末現在)

	目 標	実 績	達 成 率 (%)
自 主 的 売 却 申 請 受 理			
地 主 数 (人)		2,182	—
面 積 (ha)	400,000	162,959	40.7
土 地 銀 行 支 払 承 認			
地 主 数 (人)	—	35	—
面 積 (ha)	400,000	1,321	2.5
受 益 農 民 数 (人)	133,300	506	0.4
土 地 価 格 (100万ペソ)		36	—
土 地 所 有 証 権 授 与 書 交 付			
交 付 数 (件)		1	—
面 積 (ha)	400,000	123	0.1
受 益 農 民 数 (人)	133,000	40	0.1

(出所) National Economic and Development Authority, *Philippine Development Report, 1988*.

表3 包括農地改革計画と実績(1988年12月現在)

		計画目標 (1987~97) A	1987 実績 B	1988			1987~88	
				年間計画 目標 C	実績 D	年間目標 達成率 D/C(%)	実績 E=B+D	全計画に對 する達成率 E/A(%)
第 ¹⁾ 1 段 階	コメ・トウモロコシ農地 ²⁾	A=B+C+F~N						
	農地面積	727,800	80,143	98,000	100,941	103.0	181,084	24.9
	受益農民数	522,675	60,063	70,000	75,559	107.9	135,622	25.9
	遊休地、休耕地							
	農地面積	250,000		14,449				
	受益農民数	83,332		4,816				
	自主的売却申請民有農地 ³⁾							
	農地面積	400,000			123	0.6	123	0.1
	受益農民数	133,300			40	0.6	40	0.1
	PCGG ⁴⁾ 差押え農地							
第 ¹⁾ 2 残 階	農地面積	2,500	325	126			325	13.0
	受益農民数	833	109	42			109	13.1
	政府所拥有地 ⁵⁾							
	農地面積	74,500		4,306	21,664	503.1	25,970	34.9
	受益農民数	24,834		1,435	17,411	1,213.3	18,846	75.9
	小計	農地面積	1,054,800	80,468	116,881	122,605	104.9	203,073
		受益農民数	631,674	60,172	76,297	92,970	121.9	153,142
	譲渡、耕作可能公有地							
	農地面積	4,595,000						
	受益農民数	1,721,000						
第 ¹⁾ 3 段 階	I S F ⁶⁾ 農地							
	農地面積	1,880,000		155,000	29,127	18.8	29,127	1.5
	受益農民数	626,667		51,667				
	入植農							
	農地面積	478,500	958	37,500	10,598	28.3	11,556	2.4
	受益農民数	159,500	320	12,500				
	50ha超民有農地 ⁷⁾							
	農地面積	706,303		9,936	123	1.2	123	0.1
	受益農民数	235,433		3,312				
	小計	農地面積	7,659,803	958	202,436	75,383	37.2	76,341
		受益農民数	2,742,600	320	67,479	5,849	8.7	6,169
第 ¹⁾ 3 段 階	24~50haの民有農地							
	農地面積	517,416		12,399				
	受益農民数	172,471		4,133				
	5ha ⁸⁾ ~24haの民有農地							
	農地面積	1,063,581		796				
	受益農民数	354,526		265				
	小計	農地面積	1,580,997		13,195		0	0
		受益農民数	526,997		4,398		0	0
	合計	農地面積	10,295,600	81,426	332,512	197,988	59.5	279,414
		受益農民数	3,901,271	60,492	14,8170	98,819	66.7	159,291
								4.1

(注) 1) この区分は農地改革省令1989年第2号による区分とは若干異なる。これは農地改革省の年間計画目標が実行可能目標であり、RA6657号の計画に基づく目標とは異なることによる。2) 実績は解放証書(EP)交付分。3) 自主的売却申請(VOS)の目標値は原表に記載がないため小計、合計に含まれず。実績は土地所有権授与証書(CLOA)交付分。EPとCLOAとの差異は前者がPD27号、後者がRA6657号によるものであるが、いずれも土地権利証書ではない。4) 大統領行政規律委員会。5) 多国籍企業借地。6) 総合組合植林事業。7) 50haを超えた部分。8) 最低保有限度。

(単位: ha: 人)

1989~97 計 画

1989 F	1990 G	1991 H	1992 I	1993 J	1994 K	1995 L	1996 M	1997 N
196,000 140,000	196,000 140,000	157,657 112,612						
14,449 4,816	21,617 7,206	27,240 9,080	47,420 15,807	47,420 15,807	55,791 18,537	7,168 2,389	7,168 2,389	7,278 2,425
126 42	188 63	237 79	413 138	413 138	485 162	62 20	62 20	63 20
4,306 1,435	6,442 2,147	8,117 2,706	14,131 4,710	14,131 4,710	16,626 5,542	2,136 713	2,136 713	2,169 713
214,881 146,293	224,247 149,416	193,251 124,477	61,964 20,655	61,964 20,655	72,902 24,301	9,366 3,122	9,366 3,122	9,510 3,168
500,000 187,269	550,000 205,996	600,000 224,723	650,000 243,449	650,000 243,449	600,000 224,722	550,000 205,996	495,000 185,396	
182,000 60,667	182,000 60,667	183,000 61,000	183,000 61,000	195,000 65,000	195,000 65,000	195,000 65,000	205,000 68,333	205,000 68,333
75,000 25,000	75,000 25,000	75,000 25,000	75,000 25,000	75,000 25,000	65,042 21,680			
21,829 7,267	33,836 11,279	43,932 14,644	85,839 28,613	85,839 28,613	87,526 29,175	112,528 37,509	112,528 37,509	112,510 37,503
778,829 280,212	840,836 302,942	901,932 325,367	993,839 358,062	1,005,839 362,062	947,568 340,577	857,528 308,505	812,528 291,238	817,510 105,836
19,144 6,381	29,273 9,758	37,596 12,532	70,855 23,618	70,855 23,618	75,714 25,238	67,177 22,392	67,177 22,392	67,226 22,409
24,158 8,053	38,461 12,820	51,008 17,003	107,188 35,729	107,188 35,729	99,653 33,218	211,768 70,589	211,768 70,589	211,593 70,531
43,302 14,434	67,734 22,578	88,604 29,535	178,043 59,347	178,043 59,347	175,367 58,456	278,945 92,981	278,945 92,981	278,819 92,940
1,037,012 440,939	1,132,817 474,936	1,183,787 479,379	1,233,846 438,064	1,245,846 442,064	1,195,837 423,334	1,145,839 404,608	1,100,839 387,341	605,839 201,944

(出所) Presidential Agrarian Reform Council (PARC), *The Comprehensive Agrarian Reform Program of the Philippines: Implementing Program and Budget (1988-1997)*, Vol. II, 1989, および NEDA, *Philippine Development Report, 1988*.

表4 「リストサカ」登録面積、登録地主*の農場規模別分布

農場規模 (ha)	登録面積			登録地主数		
	面積(ha)	構成比(%)	構成比累計(%)	人數(人)	構成比(%)	構成比累計(%)
100超	1,458,841	16.4	16.4	3,634	0.2	0.2
50~100	395,338	4.4	20.8	5,832	0.3	0.5
24~50	654,828	7.3	28.1	20,353	1.0	1.5
15~24	912,790	10.2	38.3	48,376	2.3	3.8
12~15	454,963	5.1	43.4	33,929	1.6	5.4
7~12	1,451,412	16.3	59.7	158,879	7.7	13.1
5~7	867,103	9.7	69.4	145,031	7.0	20.1
3~5	1,067,186	12.0	81.4	269,178	13.1	33.2
3以下	1,655,550	18.6	100.0	1,377,508	66.8	100.0
計	8,918,011	100.0		2,062,720	100.0	

(注) *原典は「リストサカ I」、「リストサカ II」登録地主の宣誓書。

(出所) Planning and Policy Office, Department of Agrarian Reform, *Listowners' Registration [LISTASAKA II], Final Report, 1989.*

表5 「リストサカ」登録面積の実行段階区分

(単位: ha, かっこ内は構成比 %)

	第2段階 50ha超	第3段階 24~50ha	第3段階 5~24ha	計
ルソン	1,021,727 (55.1)	289,122 (44.2)	1,523,381 (41.3)	2,834,230 (45.7)
I イロコス	25,141	21,876	130,793	177,810
II カガヤン渓谷	62,448	30,873	254,789	348,110
マニラ首都圏	23,066	14,003	84,899	121,968
III 中部ルソン	178,218	56,074	168,817	403,109
IV 南部タガログ	539,174	84,113	562,348	1,185,635
V ピコレル	193,680	82,183	321,735	597,598
ビサヤ	427,634 (23.1)	177,164 (27.1)	714,321 (19.4)	1,319,119 (21.3)
VI 西部ビザヤ	278,589	83,769	244,602	606,961
VII 中部ビザヤ	82,026	37,179	201,956	321,161
VIII 東部ビザヤ	67,019	56,216	267,762	390,997
ミンダナオ	404,818 (21.8)	188,540 (28.7)	1,448,567 (39.3)	2,041,925 (33.0)
IX 西部ミンダナオ	63,157	43,354	370,136	476,647
X 北部ミンダナオ	119,156	58,244	414,151	591,551
XI 南部ミンダナオ	119,477	59,920	421,068	600,465
XII 中部ミンダナオ	103,028	27,022	243,212	373,262
計	1,854,179 (100.0)	654,826 (100.0)	3,686,269 (100.0)	6,195,274 (100.0)

(注) 数字は、地主の保有限度分面積を含む。なお、ここでは登録農地の全てを民有農地として分類したものとみられる(原表どおり)。

(出所) 表4に同じ。

主要統計 フィリピン 1989年

357

第1表 産業別国内総生産

第2表 法定最低賃金

第3表 産業別就業者数

第4表 消費者物価指数

第5表 主要産業の生産状況

第6表 通貨供給高

第7表 中央政府現金勘定

第8表 中央政府支出予算

第9表 投資委員会承認国別直接投資

第10表 國際収支

第11表 10大輸出入品

第12表 最終用途別輸入構成

第13表 相手国別輸出入額

第14表 対外債務残高

(使用記号: — 該当なし, … 不明, 0 ゼロ・極少)

対米為替レート (1米ドル=ペソ, 年平均)

年	1975	1980	1981	1982	1983	1984	1985	1986	1987	1988	1989
ペソ	7.248	7.511	7.900	8.540	11.113	16.699	18.607	20.386	20.568	21.095	21.737

第1表 産業別国内総生産 (1972年価格)

	価額 (100万ペソ)			対前年増加率(%)		構成比 (%)		
	1987	1988	1989*	1988	1989*	1987	1988	1989*
農林漁業	26,834 1,547	27,771 1,615	28,887 1,571	3.5 4.4	4.0 -2.7	28.1 1.6	27.4 1.6	26.9 1.5
製造業	23,186 3,967	25,251 4,344	26,990 4,865	8.9 9.5	6.9 12.0	24.3 4.2	24.9 4.3	25.1 4.5
建設業	1,908 5,251	1,995 5,487	2,136 5,764	4.6 4.5	7.1 5.0	2.0 5.5	2.0 5.4	2.0 5.4
電気・ガス・水道業	15,153 5,832	15,998 6,250	17,006 6,862	5.6 7.2	6.3 9.8	15.9 6.1	15.8 6.1	15.8 6.4
運輸・通信業	11,803 11,803	12,687 13,385	13,385 107,466	7.5 6.2	5.5 6.0	12.3 100.0	12.5 100.0	12.4 100.0
商工業	95,481	101,398						
融資・不動産業								
サクセス								
国内総生産								
海外からの純要素所得	-666	-348	-807	52.3	-131.9	—	—	—
国民総生産	94,815	101,050	106,659	6.6	5.6	—	—	—
間接税マイナス補助金	9,466	7,879	8,957	-16.8	13.7	—	—	—
資本減耗引当金	9,870	9,692	9,970	-1.8	2.9	—	—	—
国民党所得	75,479	83,479	87,732	10.6	5.1	—	—	—

(注) *12月現在推計。

(出所) National Statistical Coordination Board(NSCB), *The National Income Accounts of the Philippines*, 1989年12月。

第2表 法定最低賃金*

	名目賃金				実質賃金 (1978年価格)			
	非農業		農業		非農業		農業	
	マニラ首都圏	マニラ首都圏外	プランテーション	非プランテーション	マニラ首都圏	マニラ首都圏外	プランテーション	非プランテーション
1973	8.00	8.00	4.75	4.75	14.04	15.01	8.91	8.91
1974	8.82	8.82	5.57	5.57	11.59	12.28	7.76	7.76
1975	10.65	9.26	7.13	7.13	12.94	13.90	9.31	9.31
1976	12.09	11.37	8.75	8.03	13.94	13.42	4.77	9.48
1977	14.40	13.32	11.15	10.07	15.40	14.28	11.95	10.79
1978	15.74	14.65	12.48	11.40	15.74	14.65	12.48	11.40
1979	20.48	19.40	16.63	14.16	17.17	16.55	14.19	12.08
1980	27.39	26.30	22.68	17.03	19.36	19.00	16.39	12.30
1981	31.37	30.29	25.85	19.43	19.77	19.32	16.49	12.39
1982	31.82	30.74	26.18	19.65	18.06	17.81	15.17	11.38
1983	34.22	33.14	27.97	20.95	17.57	17.48	14.75	11.05
1984	48.47	47.38	39.66	29.92	16.63	16.60	13.90	10.48
1985	57.08	56.00	46.67	35.67	16.22	15.87	13.23	10.11
1986	57.08	56.00	46.67	35.67	16.41	15.90	13.25	10.12
1987	58.27	57.24	47.67	36.49	14.73	15.74	13.11	10.04
1988	69.33	69.33	58.50	47.12	15.93	17.58	14.84	11.95
1989	96.42	96.42	85.98	63.38	19.80	21.62	19.19	14.21

(注) *各年平均値。1989年は8月現在。

(出所) NSCB, *Philippine Statistical Yearbook*, 1989.

第3表 産業別就業者数

(単位:1,000人)

	1980 第3四半期		1985 第3四半期		1986 第3四半期		1987 第3四半期		1988 第3四半期	
		%		%		%		%		%
農業・漁業・林業	8,453	51.4	9,698	49.0	10,289	49.9	9,940	47.8	9,920	46.1
鉱業・採石	94	0.6	128	0.6	150	0.7	146	0.7	157	0.7
製造業	1,814	11.0	1,922	9.7	1,905	9.2	2,059	9.9	2,238	10.3
電気・ガス・水道	58	0.4	73	0.4	62	0.3	61	0.3	95	0.4
建設	588	3.5	684	3.5	629	3.1	759	3.7	858	4.0
卸売・小売業	1,660	10.1	2,611	13.2	2,814	13.7	2,857	13.7	2,972	13.8
運輸・倉庫・通信	732	4.5	931	4.7	841	4.1	946	4.6	1,049	4.9
金融・保険・不動産	336	2.0	342	1.7	390	1.9	386	1.9	379	1.8
公務員・福祉事業	2,693	16.4	3,408	17.2	3,516	17.1	3,621	17.4	3,827	17.9
その他の	6	0.1	0	0	0	0	0	0	2	0.1
合計	16,434	100.0	19,801	100.0	20,595	100.0	20,795	100.0	21,497	100.0
失業率(%)	5.0		7.1		6.7		9.4		8.3	

(注) 15歳以上の労働力人口を対象とした総合世帯調査(ISH)による。なお、1987年第3四半期に失業率が上昇したが、これは同調査の対象期間がそれまでの当該四半期全期間から当期四半期中の1週間に変更されたことによる。

(出所) NSCB, Philippine Statistical Yearbook, 1989.

第4表 消費者物価指数(1978=100)

<全国>

<マニラ首都圏>

年	全品目	食品	衣類	住宅	光熱水道	サービス	その他	年	全品目	食品	衣類	住宅	光熱水道	サービス	その他
1980	138.9	132.9	144.2	137.4	173.8	152.1	139.8	1980	141.5	136.9	142.5	125.6	177.6	161.0	138.2
1981	157.1	149.8	162.0	154.7	211.5	171.2	153.8	1981	158.7	153.8	154.3	140.0	205.4	184.6	149.6
1982	173.2	162.5	178.2	180.5	240.0	192.9	165.9	1982	176.2	165.9	179.0	163.9	229.6	208.3	163.1
1983	190.5	176.5	194.5	200.3	281.6	216.8	180.6	1983	195.3	179.8	206.0	191.9	261.9	224.7	185.6
1984	286.4	271.4	303.7	266.6	426.8	311.9	278.0	1984	291.5	279.9	328.8	253.6	394.8	309.7	296.5
1985	352.6	332.2	387.3	334.3	548.3	366.0	345.6	1985	351.9	329.0	407.0	317.9	556.5	361.3	351.2
1986	355.3	329.1	404.5	358.9	511.0	376.9	360.5	1986	370.5	342.4	433.5	362.1	554.1	375.3	365.6
1987	368.7	343.0	416.9	376.8	520.1	389.1	371.4	1987	395.5	364.6	468.8	400.2	593.0	392.1	378.8
1988	401.0	380.4	441.5	405.8	552.2	410.5	392.8	1988	435.3	409.7	491.5	449.5	682.2	409.9	396.0

(出所) NSCB, Philippine Statistical Yearbook, 1989.

第5表 主要産業の生産状況*

			1983	1984	1985	1986	1987	1988
農業	食糧	穀米(1,000トン) とうもろこし(1,000トン)	7,295	7,829	8,806	9,247	8,539	8,971
	商品作物	ココナツ(1,000トン) 砂糖(1,000トン) バナナ(1,000トン) 丸太(1,000m³)	10,894	10,973	11,154	11,926	11,803	10,800
鉱業	金銀	(トン)	26.1	25.7	33.1	35.4	32.6	...
	ニッケル	(トン)	56.7	49.0	52.4	51.5	50.8	...
発電量	クロム鉱石	(1,000トン)	13.9	13.6	28.2	12.7	8.5	...
	銅	(地金, 1,000トン)	26.7	25.9	27.2	20.2	18.8	...
			271.4	233.4	222.2	217.0	214.1	...
		(100万kWh)	21,454	21,480	22,766	21,797	22,642	24,583

(注) *曆年。

(出所) NSCB, Philippine Statistical Yearbook, 1989.

第6表 通貨供給高

(単位：100万ペソ)

	流通通貨	要求払預金	通貨供給 (M ₁)	準通貨			(M ₂)	預金代替	(M ₃)
				合計	普通預金	定期預金			
1981	11,626	11,898	23,524	42,115	24,198	17,917	65,639	16,452	82,091
1982	12,680	10,815	23,495	55,208	28,919	26,289	78,703	16,566	95,269
1983	19,607	12,882	32,489	63,367	34,090	29,277	95,856	17,106	112,962
1984	21,798	11,831	33,629	78,310	38,190	38,120	109,939	11,276	121,215
1985	24,066	11,761	35,827	88,447	46,412	42,035	124,274	8,609	132,883
1986	29,311	13,346	42,657	93,608	60,557	33,051	136,265	4,875	141,140
1987	35,452	16,538	52,090	103,537	70,633	32,904	155,627	3,605	159,232
1988	40,724	18,824	59,548	132,858	89,683	43,175	192,406	2,534	194,940
1989.3	37,177	21,309	58,486	149,932	101,321	48,611	208,418	2,442	210,860
6	37,485	22,569	60,054	150,802	100,332	50,470	210,856	3,064	213,920
9*	38,259	20,712	58,971	153,659	100,920	52,739	212,630	2,820	215,450

(注) *暫定値。

(出所) NSCB, *Philippine Statistical Yearbook*, および Central Bank, *Quarterly Report*, 各期版。

第7表 中央政府現金勘定(資金ベース)

(単位：100万ペソ)

	1980	1981	1982	1983	1984	1985	1986	1987	1988	1989
収入	34,870	40,530	38,267	46,642	57,150	68,961	79,245	103,214	128,253	146,946
税収	31,270	36,019	33,841	39,816	50,007	61,190	65,491	85,923	100,901	118,487
その他	3,600	4,511	4,426	6,826	7,143	7,771	13,754	17,291	27,352	28,459
支出	37,683	46,510	50,392	50,668	57,090	67,613	92,990	115,073	149,809	179,959
経常支出	25,840	28,890	31,746	34,522	43,555	55,275	70,950	94,812	126,197	144,111
資本支出	11,843	17,610	18,646	16,146	13,535	12,338	22,040	20,261	23,612	35,848
予算余剰	-2,268	-5,970	-12,133	-8,381	-9,995	-11,187	-28,811	-19,459	-28,056	-35,713
予算收支	-2,813	-5,970	-12,125	-4,026	60	1,348	-13,745	-11,859	-21,556	-33,013
純貸付	-676	—	-2,218	-2,394	-10,055	-12,535	-15,066	7,600	-6,500	-2,700
その他	1,221	—	2,210	-1,961	—	—	—	—	—	—
資金調達	3,496	5,970	10,152	11,019	18,080	12,958	21,612	41,118	45,289	25,001
国内純借入	1,349	1,577	—	—	—	13,298	15,022	34,337	40,313	19,037
国外純借入	2,147	4,393	—	—	—	-340	6,590	6,781	4,976	5,964
現金勘定増減	1,228	—	-1,981	2,638	8,085	1,771	-7,199	21,659	17,233	-10,712

(出所) NSCB, *Philippine Statistical Yearbook*, 1989.

第8表 中央政府支出予算(支出目的別)

	1982		1983		1984		1985		1986		1987		1988		1989	
		%		%		%		%		%		%		%		%
経済的サードセクター	14,923	26.7	22,758	36.8	14,932	16.2	31,373	33.9	31,845	27.7	25,039	16.1	35,577	18.7	44,754	19.5
農業・通商・金融	6,614	11.6	4,880	7.9	3,930	4.3	4,606	5.0	5,559	4.9	7,476	4.8	13,387	7.0	16,217	7.1
公益事業イニシアチブ	9,905	17.9	1,921	20.3	8,486	9.2	1,955	2.1	2,204	1.9	1,157	0.8	1,374	0.7	1,343	0.6
その他の経済的サードセクター	9,323	0.6	3,376	5.5	1,728	1.9	11,474	12.4	15,088	13.1	12,358	7.9	13,863	7.3	22,309	9.7
社会的サードセクター	14,941	26.8	16,072	26.0	16,852	18.3	21,759	23.5	25,972	22.6	27,493	17.7	35,867	18.8	43,988	19.2
教育・保健・社会的サードセクター	6,303	11.3	6,878	11.1	7,539	8.2	10,976	11.9	13,377	11.6	17,040	11.0	21,938	11.5	29,909	13.1
社会保障・障害者支援	2,150	3.8	2,834	4.6	2,591	2.8	3,220	3.5	3,567	3.1	4,088	2.6	6,049	3.2	7,353	3.2
住宅・地域的サードセクター	1,457	2.6	1,555	2.5	1,785	1.7	1,875	2.0	2,783	2.4	1,374	0.9	1,820	0.9	3,720	1.6
一般公共部門	4,682	8.4	4,681	7.6	4,479	4.9	5,505	5.9	6,154	5.4	444	0.3	503	0.3	374	0.2
多債務返済ファンド	349	0.7	124	0.2	648	0.7	183	0.2	91	0.1	4,547	2.9	5,557	2.9	2,632	1.1
合計	55,854	100.0	61,798	100.0	92,104	100.0	92,510	100.0	115,093	100.0	155,503	100.0	190,689	100.0	228,940	100.0

(注) 第7表の支出額とは一致させず。

(出所) NSCB, *Philippine Statistical Yearbook, 1989.*

第9表 投資委員会承認国別直接投資(資本金ベース)

内国外人	1984		1985		1986		1987		1988	
		%		%		%		%		%
アメリカ	(2,213,759)	—	(2,251,046)	—	(1,552,528)	—	(4,932,820)	—	(8,827,697)	—
日本	(3,900,520)	—	(2,449,608)	(100.0)	(1,593,750)	(100.0)	(3,427,342)	(100.0)	(9,982,539)	(100.0)
香港	1,708,820	43.8	1,087,396	44.4	457,535	28.7	739,975	21.6	3,229,283	32.3
台湾	568,118	14.6	485,324	19.8	454,504	28.5	591,345	17.3	2,015,236	20.2
韓国	168,393	4.3	63,022	2.6	149,024	9.4	569,633	16.7	566,911	5.7
中国	13,162	0.3	12,854	0.5	7,183	0.5	186,022	5.4	2,317,328	23.2
ソーラン	7,511	0.2	7,156	0.3	694	0.1	14,920	0.4	32,249	0.3
オランダ	41,098	1.1	31,872	1.3	5,428	0.3	18,378	0.5	52,516	0.5
オーストラリア	124,353	3.2	0	0	67,646	4.2	0	0	0	0
オーストラリア	43,255	1.1	111,895	4.6	38,236	2.4	169,425	4.9	556,665	5.6
オーストラリア	75,069	1.9	17,470	0.7	8,732	0.5	14,443	0.4	92,802	0.9
オーストラリア	33,910	0.9	354,895	14.5	133,250	8.3	210,374	6.1	485,908	4.9
オーストラリア	456,134	11.7	115	4.7	2,388	0.2	164,856	4.8	28,493	0.3
オーストラリア	23,393	0.6	8,351	0.3	7,036	0.4	44,197	1.3	173,398	1.7
その他	637,304	16.3	154,019	6.3	262,096	16.5	703,774	20.6	431,360	4.4
合計	6,114,279	—	4,700,654	—	3,146,278	—	8,360,162	—	18,810,246	—

(出所) Board of Investments.

第10表 國際 収支

(単位: 100万ドル)

		1983	1984 ¹⁾	1985 ¹⁾	1986 ¹⁾	1987	1988	1989 ²⁾
A. 貿易 収支	輸出	-2,482	-679	-482	-202	-1,017	-1,085	-2,598
	輸入	5,005	5,391	4,629	4,842	5,720	7,074	7,821
B. 貿易外 収受	輸入	7,487	6,070	5,111	5,044	6,737	8,159	10,419
	取扱	-740	-855	26	783	0	-80	303
C. 移転 収受	支取	3,127	2,619	3,288	3,791	3,454	3,592	4,586
	払込	3,867	3,474	3,262	3,008	3,454	3,672	4,283
D. 資本 収支 ³⁾	支本	472	236	379	441	573	775	830
	流入	483	237	388	445	575	778	832
	流出	11	1	9	4	2	3	2
経常 収支		-2,750	-1,298	-77	1,022	-444	-390	1,465
E. 貨幣 収支 ³⁾	支本	499	1,406	1,685	14	421	643	1,527
	流入	1,392	539	2,787	815	159	-519	379
	流出	2,336	1,308	3,962	2,545	2,598	2,412	2,811
F. SDR 割当	直接投資	944	769	1,175	1,730	2,439	2,931	2,432
G. 再評価調整	流出	112	-7	-9	114	326	986	854
H. 送金不能返済遅延額	流入	255	121	124	186	439	1,077	972
	流出	143	128	133	72	113	91	118
	短同期資本漏れ	-618	623	-1,731	-814	80	-303	-91
	誤差	-387	251	638	-101	144	479	385
E. 貨幣 収支 ³⁾	支用金	183	150	221	279	365	314	288
F. SDR 割当	—	—	—	—	—	—	0	—
G. 再評価調整	—	—	-88	-68	-78	83	101	—
H. 送金不能返済遅延額	—	—	560	—	—	—	—	—
総合 収支		-2,068	258	2,301	1,247	264	650	451
中央銀行外貨準備		864	886	1,061	2,459	1,959	2,059	2,324
商業銀行外貨準備		1,915	1,986	2,465	3,214	3,499

(注) 1) 返済遅滞額調整済み。2) 暫定。3) 中央銀行の外国借款に関する取引を除く。4) 1985, 86年はリスト後の長期資本流入額。

(出所) NSCB, *Philippine Statistical Yearbook, 1989*, ほか。

第11表 10大輸出入品

(単位: 100万ドル)

	輸出					輸入			
	1986	1987	1988	1989*		1986	1987	1988	1989*
電機電子部品	919	1,119	1,476	...	鉱物燃料・潤滑油	869	1,249	1,096	739
衣類	751	1,098	1,317	...	非電気機械	395	537	708	538
ココナツ油	333	381	408	...	卑金属	257	427	599	395
銅地金	172	162	295	...	電気機器	333	451	579	359
エビ	—	155	250	...	化学生料	272	332	377	196
銅精鉱	90	109	216	...	輸送機器	78	149	357	294
丸太・木材	130	155	157	...	爆薬・化学製品	210	303	344	204
バナナ	130	121	146	...	穀物・同調製品	168	135	228	147
パイナップル製品	128	136	130	...	繊維原料	...	126	156	73
金	140	90	118	...	金属製造品	58	63	85	54
(10品目計)	(2,793)	(3,526)	(4,513)	...	(10品目計)	(2,640)	(3,772)	(4,529)	2,999
輸出総額	4,842	5,720	7,074	3,742	輸入総額	5,044	6,737	8,159	4,913

(注) * 1~6月。

(出所) Central Bank of the Philippines, *Annual Report, 1988*版ほか。

第12表 最終用途別輸入構成

(単位: 100万ドル)

	生産財				消費財	合計		生産財				消費財	合計
	機械装置	原材料・中間財	補給品	計				機械装置	原材料・中間財	補給品	計		
1981	1,123	5,932	543	7,598	348	7,946	1985	317	4,036	365	4,718	393	5,111
1982	899	5,873	515	7,287	380	7,667	1986	305	4,102	322	4,729	315	5,044
1983	790	5,816	554	7,161	326	7,487	1987	454	5,452	371	6,277	460	6,737
1984	474	4,980	359	5,813	257	6,070	1988	837	6,369	384	7,590	569	8,159

(注) NSCB, Philippine Statistical Yearbook, 1989.

第13表 相手国別輸出入額

(単位: 100万ドル)

年	アメリカ		日本				E C諸国 ¹⁾				ASEAN諸国 ²⁾					
	輸入	輸出	輸入		輸出		輸入	輸出	輸入		輸出		輸入	輸出		
			%	%	%	%			%	%	%	%				
1981	1,785	22.5	1,740	30.4	1,494	18.8	1,250	21.9	819	10.3	924	16.2	538	6.8	412	7.2
1982	1,699	22.2	1,576	31.4	1,532	20.7	1,146	22.8	814	10.6	726	14.5	510	6.6	359	7.1
1983	1,739	23.3	1,800	36.0	1,266	16.9	1,015	20.2	880	11.8	816	16.3	671	9.0	353	7.0
1984	1,629	26.8	2,003	37.1	815	13.4	1,043	19.3	674	11.1	683	12.7	783	12.9	517	9.6
1985	1,273	24.9	1,618	35.0	735	14.4	875	18.9	425	8.3	631	13.6	754	14.8	531	11.5
1986	1,253	24.8	1,652	34.1	868	17.2	851	17.6	569	11.3	914	18.9	441	8.7	351	7.3
1987	1,485	22.0	1,976	34.5	1,121	16.6	981	17.2	782	11.6	1,089	19.0	687	10.2	507	8.9
1988	1,715	21.0	2,432	34.4	1,421	17.4	1,420	20.1	1,040	2.7	1,249	17.7	754	9.2	492	7.0

(注) 1) 1984年からはギリシア、1986年からはスペイン、ポルトガルを含む。2) 1984年からはブルネイを含む。

(出所) NSCB, Philippine Statistical Yearbook, 1989.

第14表 対外債務残高

(単位: 100万ドル)

	1987年12月31日				1988年12月31日				1989年7月31日			
	短期		中長期	合計	短期		中長期	合計	短期		中長期	合計
	貿易	非貿易			貿易	非貿易			貿易	非貿易		
総 計	3,552	240	24,857	28,649	3,537	224	24,154	27,915	3,765	169	23,235	27,169
通貨部門	1,726	221	6,926	8,873	1,851	202	6,361	8,414	1,902	154	6,100	8,156
1.商業銀行	694	198	1,477	2,369	865	179	1,206	2,250	1,147	132	1,178	2,457
政 府	109	164	190	463	185	98	110	393	223	78	112	413
民 間	585	34	1,287	1,906	680	81	1,096	1,857	924	54	1,066	2,044
外銀支店	83	13	1,050	1,146	112	58	996	1,166	138	41	995	1,174
国内銀行	502	21	237	760	568	23	100	691	786	13	71	870
2.中央銀行	1,032	23	5,449	6,504	986	23	5,155	6,164	755	22	4,922	5,699
非通貨部門	1,665	19	17,931	19,615	1,436	22	17,793	19,251	1,574	15	17,135	18,724
1.公的部門	582	4	15,198	15,784	521	10	15,580	16,111	550	3	15,149	15,702
2.民間部門	1,083	15	2,733	3,831	915	12	2,213	3,140	1,024	12	1,986	3,022
赤色約款前貸	161	—	—	161	250	—	—	250	289	—	—	289
1.公的部門	0	—	—	0	0	—	—	0	0	—	—	0
2.民間部門	161	—	—	161	250	—	—	250	289	—	—	289

(出所) Central Bank, Quarterly Report, 各期版。